

昭和二十四年三月十九日 昭和廿四年八月廿五日印刷 (毎月一日發行)
第三種郵便物認可 昭和廿四年九月一日發行

第三〇輯・第九號・昭和二十四年九月

建築(社會)

9

日本建築協會

THE ARCHITECTURAL ASSOCIATION OF JAPAN

大丸家具裝飾設計部

二階 西南隅



- ※ 室内裝飾と家具・敷物の調和するような設計施工
- ※ 新築の住宅店舗に調和するような家具裝飾の設計
- ※ 古い家・具カーテン・敷物等の修理並に更生承り

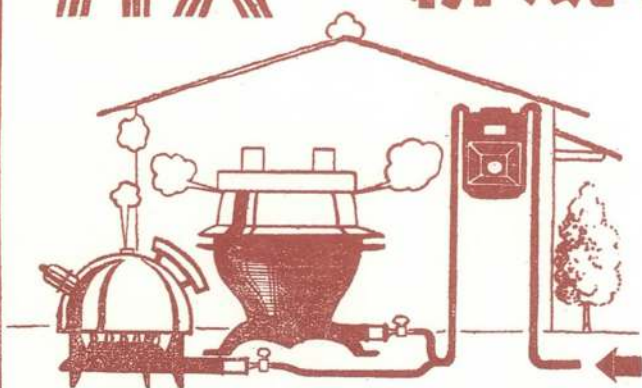
御一報次第係員參上致します

大丸

大阪心齋橋・電南一三一

ガスの新規引込を承

ります

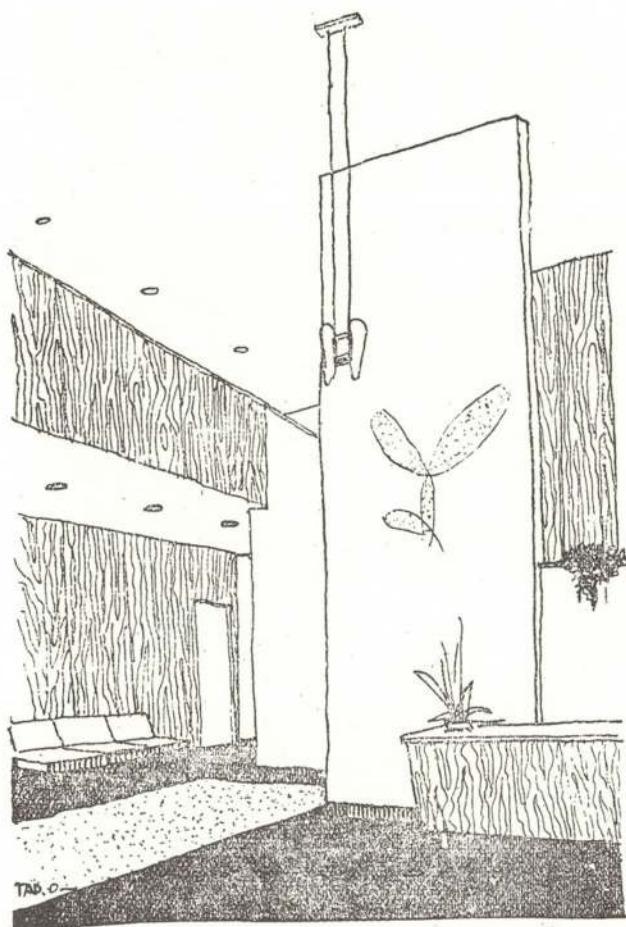


御希望の方は本社又は最寄の營業所まで御申越下さい早速係員出張しまして見積をさせて頂きます

大阪瓦斯株式會社

大阪市東區平野町五丁目壹

電話北濱㊟ 555. 1031. 2434.



建築と社會

9

1949・9

時の言葉 これからの不燃共同住宅への提言…………… 2

新建築紹介

北 税 務 署…………… 3

日興物産株式会社…………… 8

BAR SHARK……………10

集合住宅とその生活……………八嶋 茂……12

鉄筋の共同住宅に住んでみて……………14

「これからの住宅展」について……………18

福岡縣における住宅問題の實情について……………

……杉本 勝次……22

國 會 雜 記……………早川 文夫……29

臨時建築制限規則の改正について……………

……小寺 保……31

廣島市平和記念公園懸賞應募圖案……………49

全 上 審査評……………岸田日出刀……50

會 務……………53

時の言葉 これからの不燃共同住宅への提言

住宅問題の解決を急ぐ折柄、建設省案による耐震耐火構造の共同住宅が実現しつつあることは悦ばしいことである。殊に将来の都市住宅に對して、力強く亦安心感を與へるものとして明るい期待がもてる。

この住宅によつて、多量のものが不燃化されるから都市住宅の消耗率は極めて軽減するが、更に割安の公營であることから往年の粗悪な貸家建築を追放することも想像出来る。

併し、こゝで残された問題は長年の住ひとして落着けるかどうかである。差當り家の無い大衆が申込みに殺到したからといつて、これが大衆の望んでいる住ひであるとは斷ぜられない。

然らばどこに不安があるか。

例へば氣樂な夫婦暮らしならば三階でも四階でも差支へはないが、子供が歩くようになると階下が欲しい。或は親子3人の家族が5人になればもつと間數の多い家が必要になる。

こんな場合、希望に應じて階を變り、小規模型から大型に移れなかつたらどうなるか。結局はこの共同住宅から出なければなるまい。折角慣れた文化的な不燃家屋の生活から再び粗悪な木造住宅の生活に移ることは不合理な話である。

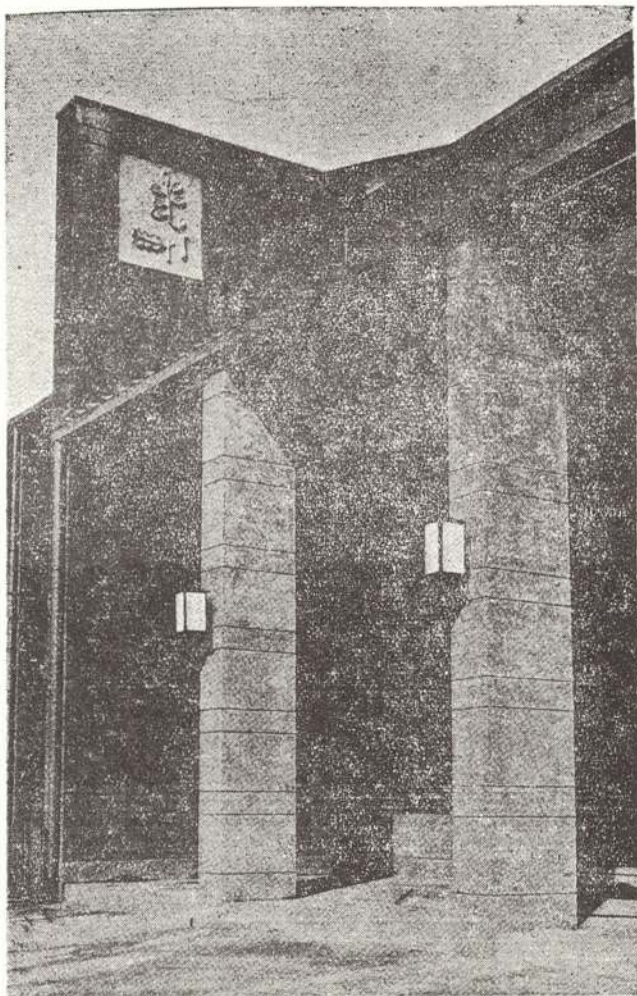
設備の面をみても、廂が欲しいとか、一寸したバルコニがあればの如く、住つてみれば夫々の慾望がある筈だ。決してぜいたくは取り上げないが、狭くとも満足して住へるようにしてやりたいものである。

共同住宅の性格を基礎にして、これ等の希望を容れてやれるためには、型の大、中、小から必要な設備を充分にして置かねばなるまい。

そうすることが共同住宅を好ましい住宅化にする方法であり、發展させることである。折角發足した都市住宅の根本的解決への努力を無駄にしてはならぬ。

北 税 務 署

大 阪

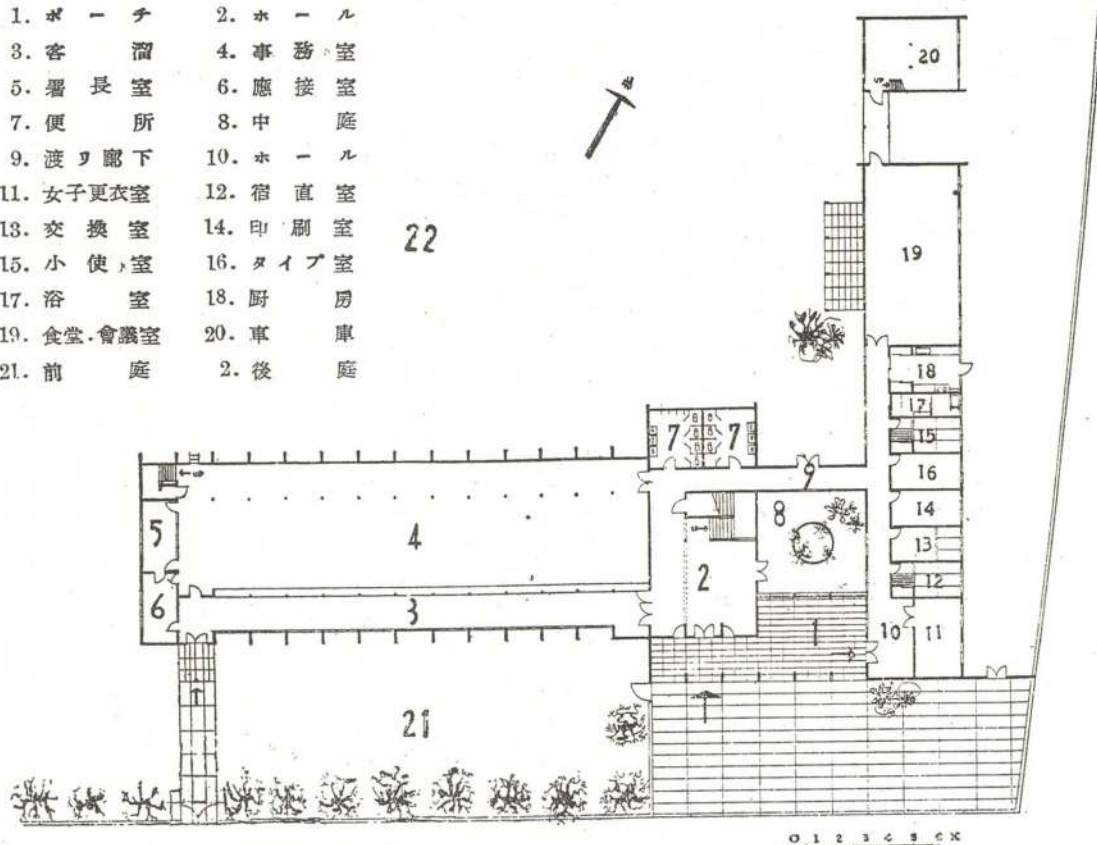


設 計 概 要

場 所 大阪市北區中之島四丁目
 設計監督 株式会社 竹中工務店設計部
 担 當 岩 本 博 行
 施 工 株式会社 安藤組大阪支店
 工 期 昭和24年3月中旬 着 工
 昭和24年8月1日 竣 工
 敷地面積 1503.71坪
 建築面積 第一階 323.5坪
 第二階 195.0坪
 延 面 積 518.5坪
 構 造 基礎 無筋コンクリート
 床 根太フローリング床
 一部コンクリート土間

壁体 木 造 軸 組
 小屋 木造トラス 一部和小屋
 外部仕上 ラス、モルタル下地、色モルタル吹付、一部
 目地切リ
 玄関廻リ、人造洗出目地切リ
 屋 根 ナニワ瓦一等品 4寸5分及4寸勾配
 開口部 木造建具硝子入り、ペンキ仕上
 内部主要仕上 床、フローリング、ステイン仕上
 土間はタイル及リグノイド仕上
 展 ベニヤ、ステイン仕上
 壁 プラスター
 天井 漆喰及高壓テツクス水性ペンキ仕上
 設備工事 便所は水洗式放流
 電燈、電熱、給配水工事。

- | | |
|------------|----------|
| 1. ポーチ | 2. ホール |
| 3. 客溜 | 4. 事務室 |
| 5. 署長室 | 6. 應接室 |
| 7. 便所 | 8. 中庭 |
| 9. 渡り廊下 | 10. ホール |
| 11. 女子更衣室 | 12. 宿直室 |
| 13. 交換室 | 14. 印刷室 |
| 15. 小使室 | 16. タイプ室 |
| 17. 浴室 | 18. 厨房 |
| 19. 食堂・会議室 | 20. 車庫 |
| 21. 前庭 | 2. 後庭 |



一階平面圖

設計雜感

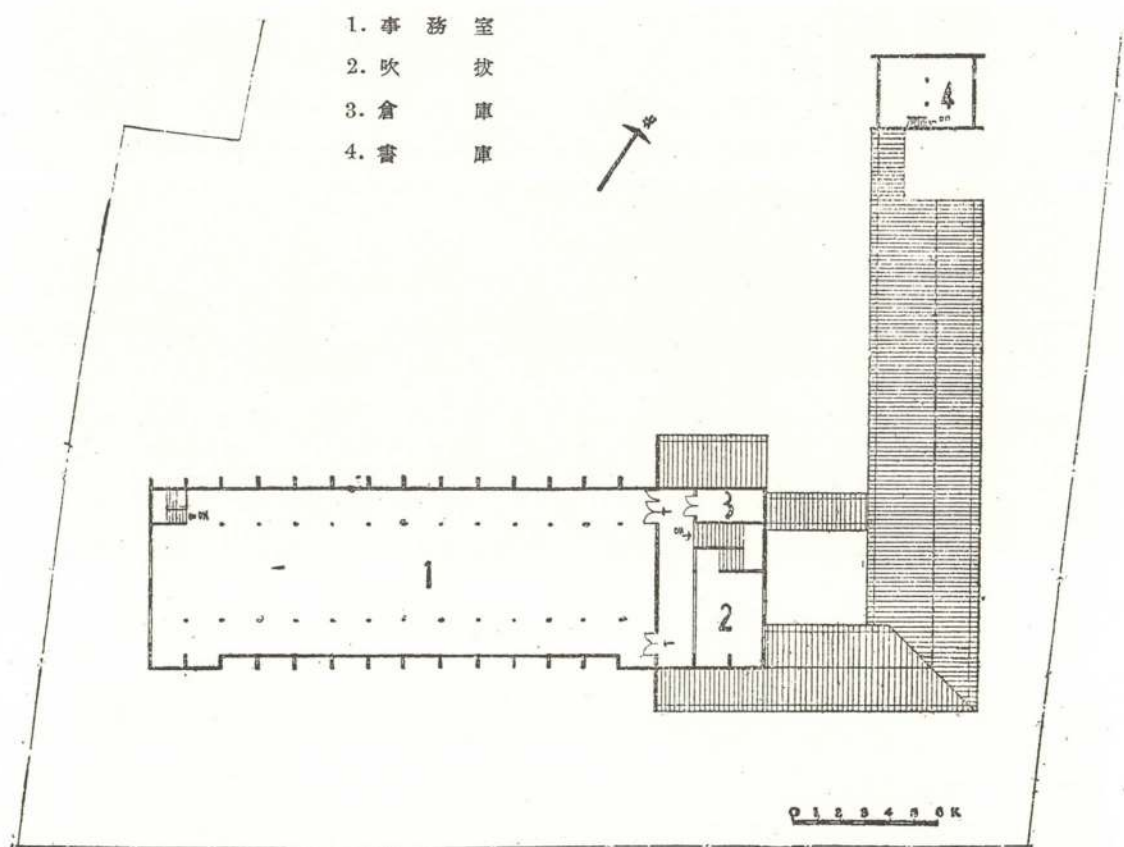
1. 平面計畫

敷地は充分にある。この中に延500坪の事務所を設計すれば良いのである。前面道路を軸にして方位も申分がない。手足をのばして徐々に計畫出来る。只この廳舎に来る主流動線が東側から流れる事を念頭におかなければならない。後庭は署員の運動場に當てられる。本館を全部對納税者の事務室に、附屬屋を内部的事務室其の他に大別して、これを渡廊下でつなぎ、ポーチを囲んで必然的に中庭を構成した。屋根の納りが簡単になる附屬屋を西側にとらずに、運動場を前にして、西を正面する東側へ配置した事には難を感ずるが、敷地の西北隅に、何かに利用出来る鐵筋コンクリートの平家建が残っている事、又主流動線が東側から流れる爲、玄関を東寄に設ける事が望ましい事、其の他の理由でこの難をあえて受けた。

中庭は砂利を敷いて、中央に徑9尺の盃型の鉢を設け

この鉢には草花を植え、そして中庭の東北隅に一群の竹をおく計畫である。この中庭はポーチから格子を離れて望まれる。事務室は署員一人に就き一坪の廣さである。やはり狭い。2.5坪は欲しい。竣工後執務状況を見にゆくと、まことにラツシュアワの感じである。建築費の都合上中々豫算のある面積を採れないのが普通である。FORUMなどで見るアメリカのデスクレーションを見るとまことに羨しく、進駐軍の事務所を訪れたときもこの感が深い。四つの島に追ひ返されて、ひしめき合ふ密度を、事務所にまで計畫する必要はない。

事務員一人に就き2.5坪は欲しいのに1坪で我慢し、而も收容人員の幾倍もある出入人員を加へれば雑沓を極めるのも當然一だが大抵の場合一人一坪位でよろしいといはれるのが現下のソロベンである。進駐軍かアメリカ經營の事務所以外で、快的な事務所はまづ見當らない。



二階平面圖

優秀なプランとデザインによる明快な建物にも、今は雑沓を極めている。良い器に、ほんの少し、料理をおいた眺めは美しい。これは日本料理の粹である。美味であつてもやたらに盛らないところにゆかしさがある。味も出る。気分も良い。建築のプランも斯くありたい。日本人はこの様な美しさを知っている。然し事務所建築では滅多に見られない消息である。要は日本経済が斯くあらしめる。そうして最早や日本人の民度さへこの線に低迷している。低迷している民度は美を求める事をしようとはしない。自分の書齋は飾つても事務所なら構はない。自分の書齋すら必要としない事務員は尙更無関心である。用が足せばそれで良いと思ふ世界に美はない。かくして事務所は困乱と索漠の雰圍氣が生れるのである。

2. 立面計畫

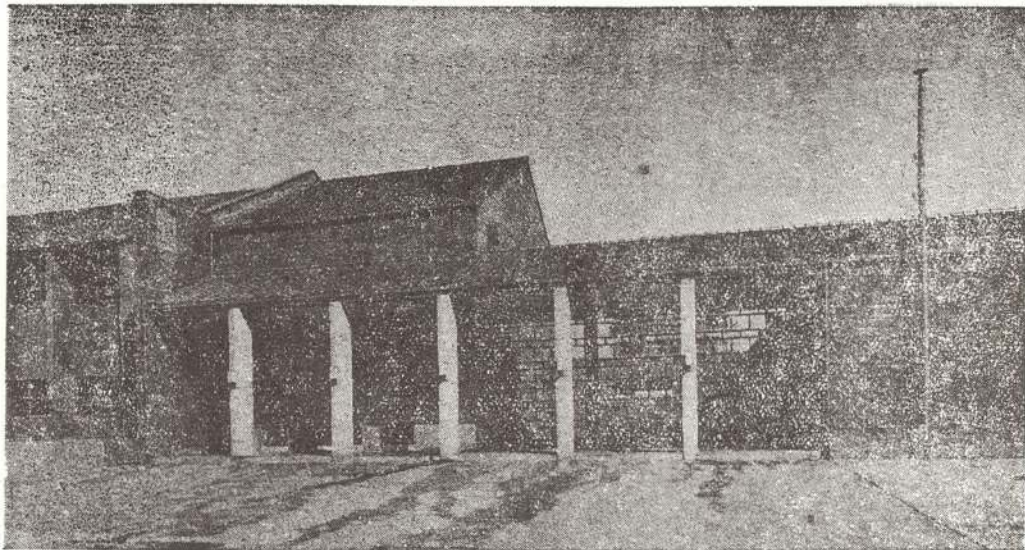
西側より9尺ビッチにラーメンを構成して防火壁にあた

る。防火壁を法規の限度で納める事は味氣ない。防火壁が醜態を演ずる。こゝでの多少の贅澤は紳士がネクタイを飾る様なものである。防火壁を利用してこゝに玄關部のデザインを試みた。

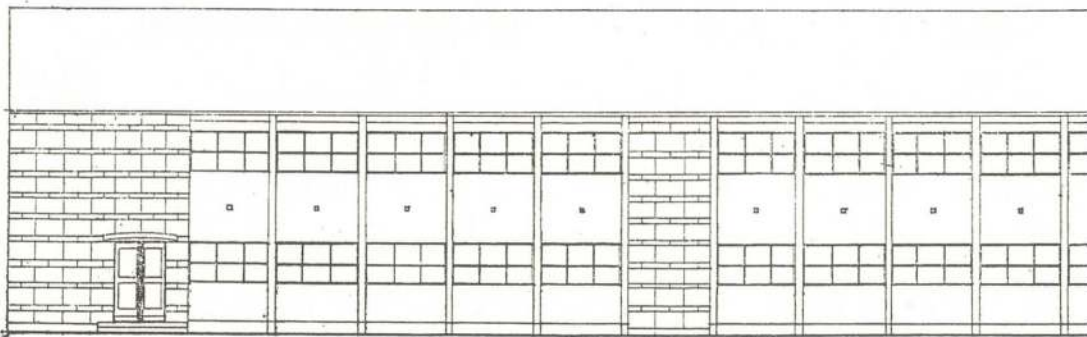
深い柱型は、室内部空間が大なる爲充分な控柱をとつた爲である。東西軸は局部に耐震壁を設けて後は全面的に開口した。室面積に對する開口面積は15%である。

附屬屋と本館との連絡は、ポーチ、渡廊でつなぎ、中庭を構成して、防火壁と共に玄關部のアクセントを強調したのである。仕上材料も、一般はくすんだ灰茶の色モルタルスプレーであるが、玄關部のみカナリヤの碎石を使つた黄色人造石洗出しの目地切として、色彩的にもアクセントをつけた。

この建築はいはば行政建築である。昔なら威嚴を主として民を恐れしめなければならなかつた。思想は變つて



正面玄關



立面圖

る。今はその様な建築や思想は何處にもあつてはならないのである。行政建築は、人民がビジネスする處である。

平易に、明快に、簡快に、そして美しくあらねばならない。斯く試みたのである。建築材料は容易に入手出来、その用に對して合理的でなければならぬ。今建築界にある材料は極めて貧弱且つ原始的である。原始的と言へば木造建築そのものも極めて原始的である。大古から木を伐つて組立てる方法に何歩の進歩があらうか。

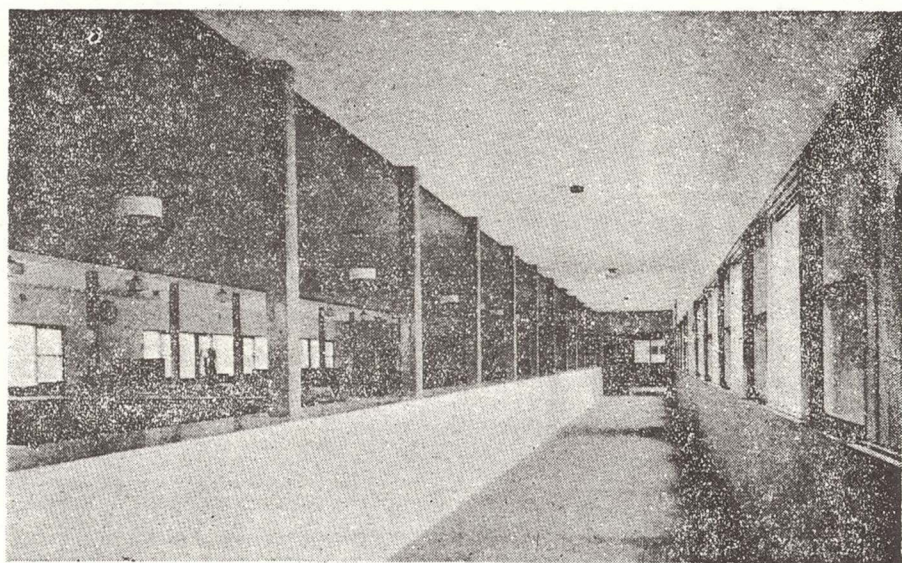
瓦、木、左官、千年にして一步の進歩もない。我々は今もやこれらの素材に食傷をきたし、いかなるデザインにもマンネリズムを感じざるを得ない。近代工業は近代建築を創造した。これは更に發展する。近代建築は近代工業によつて著しく變貌するであらう。例へば木材を原料とした近代生産によるボード、又は鑄物的構架材料、

之等は鐵、ガラス、コンクリートに匹敵する。プラスチックの出現は吾々に明日の建築にイメージをいだかしめる。然し現下の日本に於てはデザイナーの素材は極めて貧弱でしかない。その貧弱な材料でいかに逆立ちしようとも、デザインは果系的でしかあり得ないだらう。ここに作者の不滿がある。

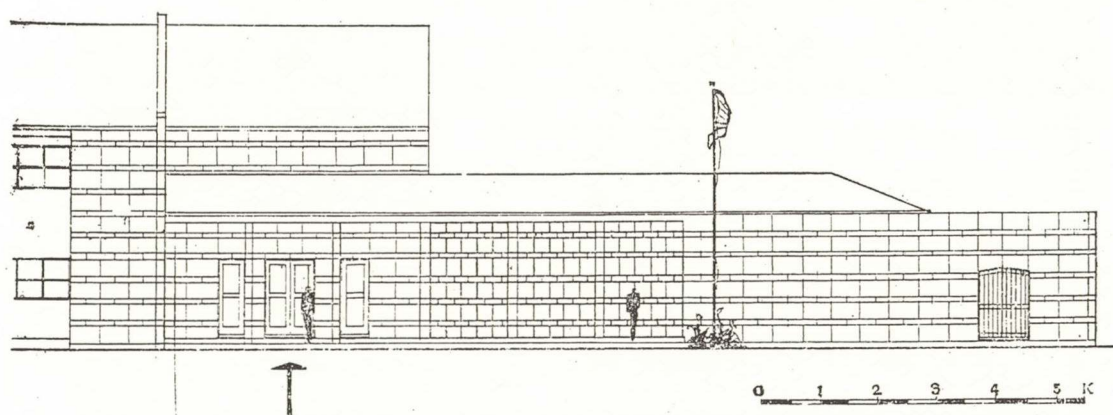
3. 其の他

豚を宮殿に入れると、宮殿は豚小屋になる。豚は決して貴族にはならない。貴族一高い教養と意識を持つた人と釋し、階級的意味を含まない事にする一が豚小屋に入ると、豚小屋を宮殿にする事は出来る。如何に優れた建築でも、それを使用する人の意識如何で、其の建築の利用價值は上下する。

由來日本人は床の間が好きである。床の間のない家を設計すると、アツト驚く人さへある。こう云ふ人こそ床



1 階事務室



の間にダンスや茶棚を置く人である。結構床の間を利用して人できへ、その軸や置物に意識がない。下品な繪、とり得のない置物、それでは面積も空間も情操も無駄である。床の間がなくとも部屋は結構飾れる。豚小屋を宮殿にする人こそ貴族である。吾々は住む事、生活する事、人生を生きる事に貴族であらねばならぬ。青空の美しさを空しいとする人に人生の喜びはあり得ない。生きると云ふ事は、心豊に、いのち生きると云ふ事である。

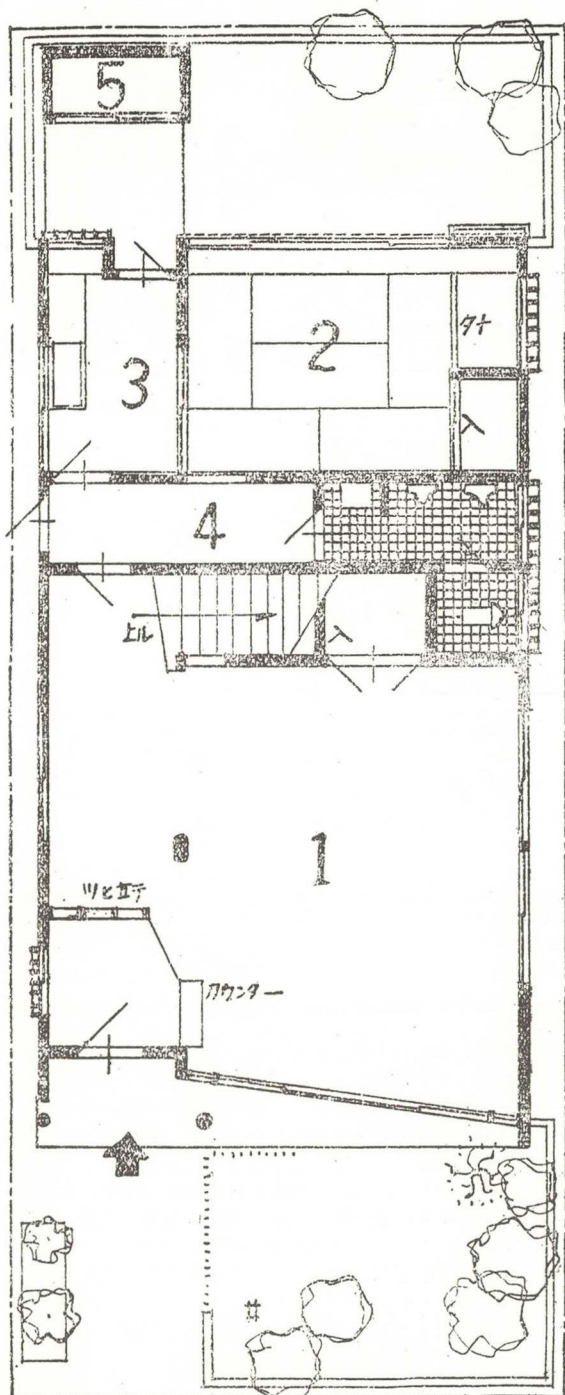
住むと云ふ事にも心豊に住む事に依つて、人生を美しくする事が出来る。デザイナーは白い壁面を黙つて構成する。その壁面に額縁をつけるなり、軸をさげるなり、花籠をおくなり、サラサ織物を飾るなりする事は住む人

利用する人である。然も掃除、手入れをすれば上々である進駐軍の事務所にゆくと二六時中掃除夫が床をふいている。清潔、整頓は徹底して建物の管理に周到である。この様な利用者に依る建物なら三十年の壽命が五十年に延びる。建物が出来てしまへば、あとは構はず、三十年の壽命が二十年しかなかったと苦情を言つては、利用者にも責がある。建物はいはば、永い消耗品とも考へるべきである。たへず修理、修繕、清潔、整頓、其の他綿密に心を配る事を忘れては、靴を掃除せずに早くいためるのと一般である。

美しいデザイン、良い施工、豊かな利用、そしてこの愛情こそ吾々の最も望ましい事である。

日興物産株式會社大阪支店

一階平面圖

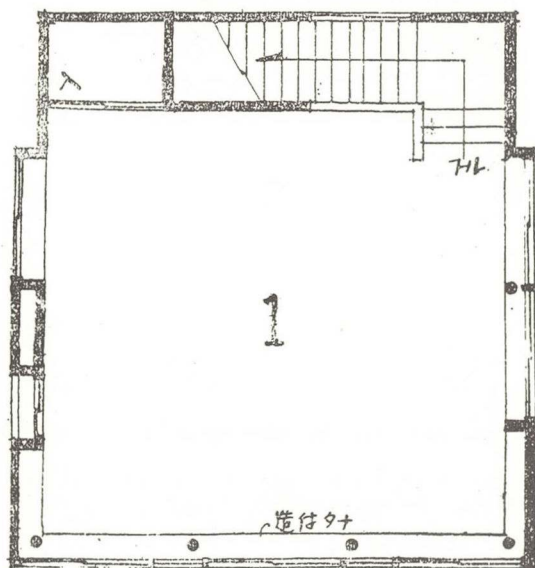


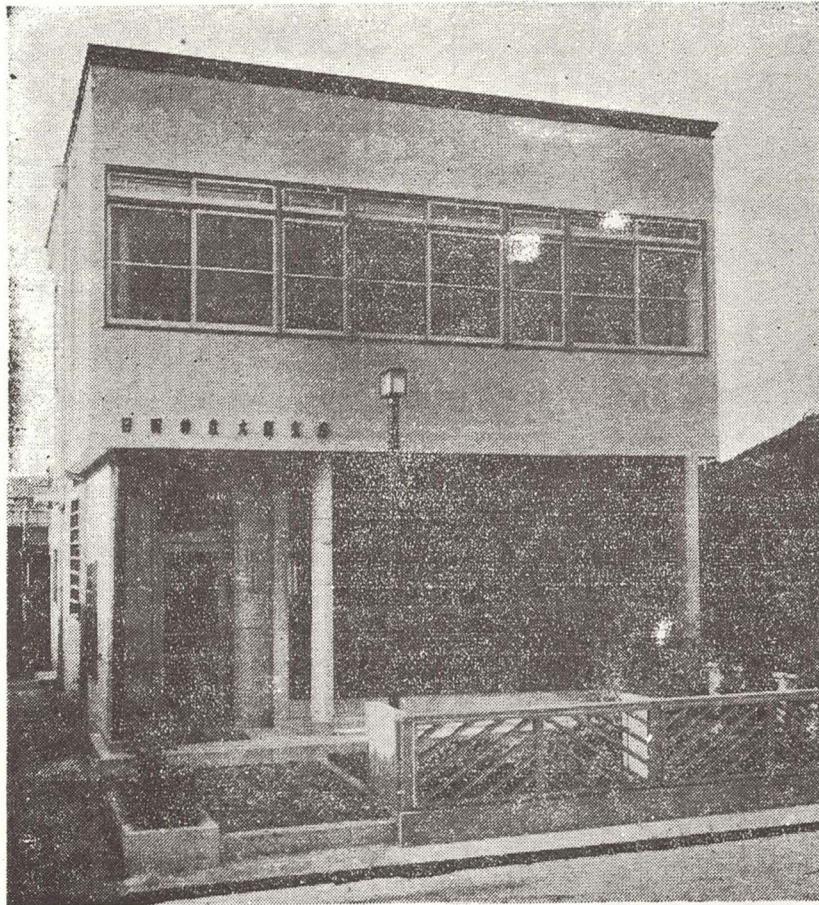
場所 大阪市東區備後町一丁目
 仕様概様 建坪 23坪10
 延坪 37坪10
 構造 木造二階建 一部平家建
 仕上 外装 メタルラス下地モルタル塗 リシン仕上ゲ 正面
 一階部分人造名研出仕上ゲ

屋根 亜鉛瓦棒葺

竣工 昭和24年7月20日
 設計者 山下壽郎設計事務所大阪出張所
 施工者 安井建設株式會社

二階平面圖

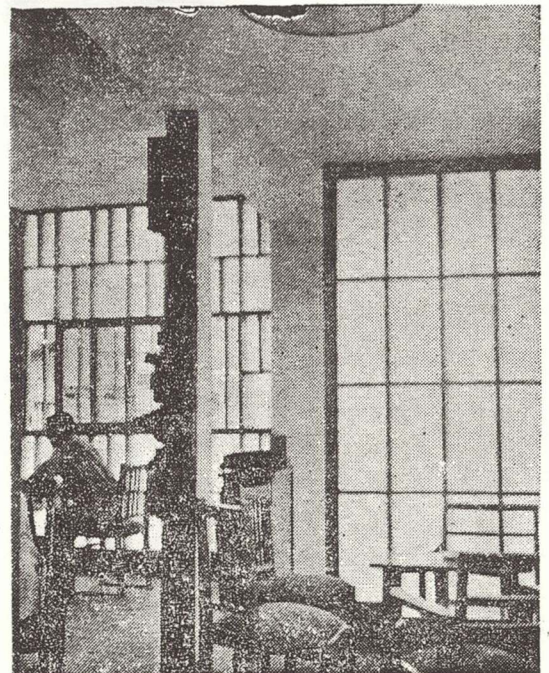




平凡な市街地に建つた事務所建築として典型的なものの一つです。

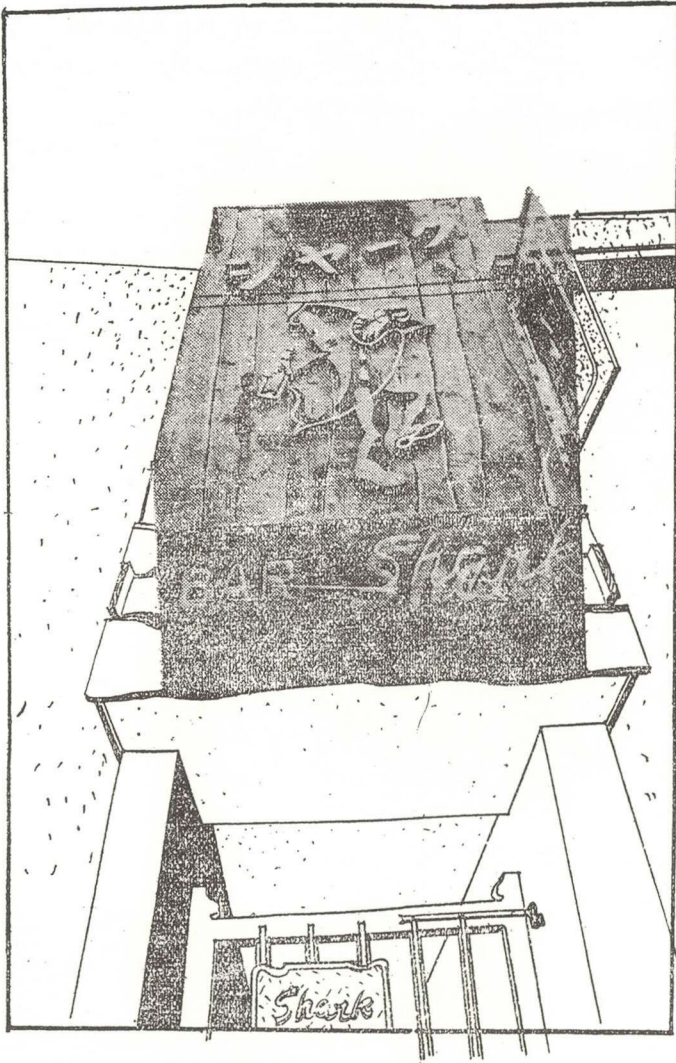
戦後バラック建築の濫立から漸く本建築に移らうとしてゐる時に多少共昔の様なものを造つてみたいと思つたのですが、こんな簡単なものでも施工といふ点では仲々思ふ様に行かない現状です。

勿論、木造建築といふ前提から来る難点も認めねばならないのですが……この様な型についてもいろいろ問題もあるでしょうが、結論は實物が示してくれるものと思ひます。(彦谷)



- | | | |
|------|---|---|
| 1. 事 | 務 | 室 |
| 2. 宿 | 直 | 室 |
| 3. 炊 | 事 | 場 |
| 4. 廊 | | 下 |
| 5. 物 | | 置 |

BAR SHARK



大阪新聞社の裏手—曾根崎商店通り、お稻荷さんの鳥居のお隣りに、晝はハイボールを売る鯊の繪、夜は『シャーク』の赤いネオン文字がこの店です。

SHARK（鯊）といふ店ですから、エレベーションも道化たもので、内部も流行のロングスカート式を様式的に考へないで思ひ切り破目をはずして見ました。

名 稱 バー シャーク

場 所 大阪市北区曾根崎上4丁目21番地

設計施工 株式會社 日 東 建 装 社

ホ ー ル 面 積 6 坪

通 路 面 積 3 坪

外 部 杉 焼 板 張 リ

内 部 床 檜 フロ ー リ ン グ

腰 鐵 平 石

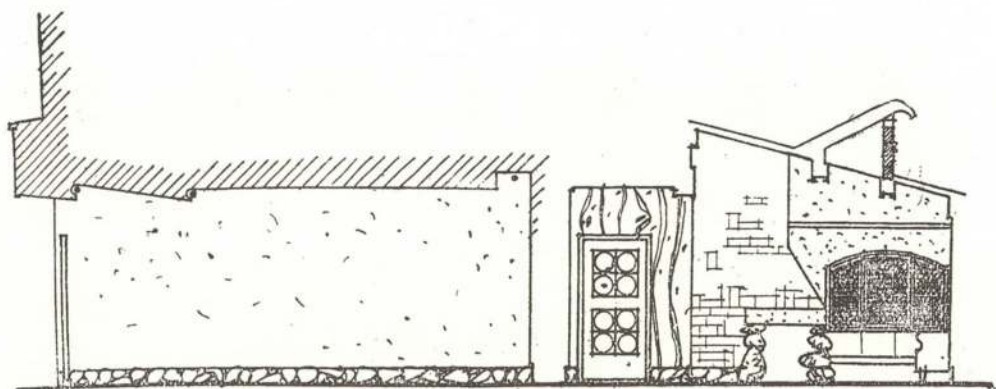
壁 松 板 木 蠟 拭 キ 込 ミ

天井 漆 喰 粗 面 仕 上 ゲ

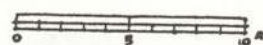
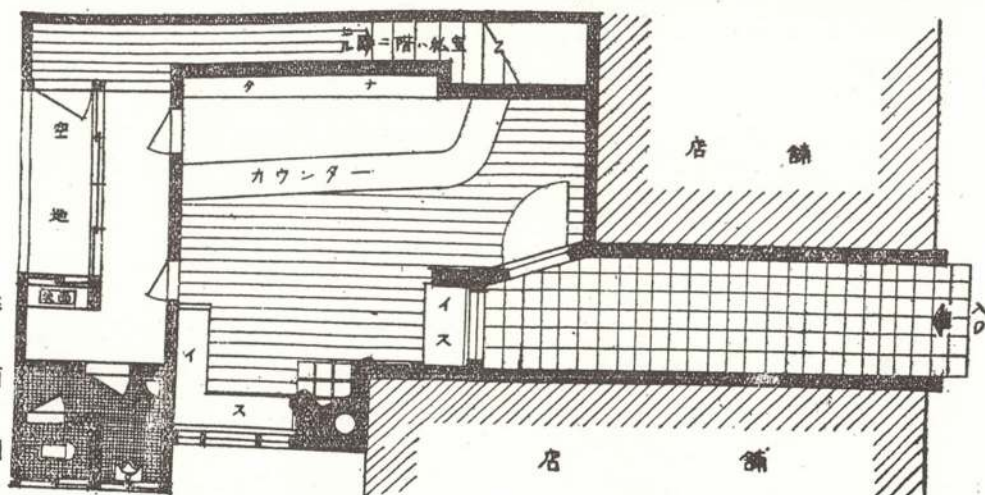
廊 下 床 古 煉 瓦 敷 キ

壁 リ シ ン 仕 上 ゲ

斷
面
圖



平
面
圖



集合住宅とその生活

八 嶋 茂

集合住宅の發達の歴史については、何も勉強してないから、別段知識を持つていないことを、前もつてお断りして置いて、今から18年前ベルリンで見聞した思い出をなしてささせて頂きたい。

ベルリンの街は一口に言えば煉瓦造りのロ可可式4階建の住宅が、近代式の都市計畫の下に整然と——實にどこの首都にも見られない位整然と建設されていた。

それでも『古いベルリン』は一地區に残つていて、却つてベルリンの名所にさえなつていた。2階もしくは3階建ての小さな、古色蒼然たる家で當時映畫俳優のチャプリンがこれに異常な興味を寄せたことが新聞に出ていたが、さもあるうと思われた。

これらの集合住宅は殆ど全部エレベーターが設備されてはいるが、これは初めから設備されたものでなく、後から取付けたものゝように感じた。というのは入口や階段などが非常に廣いからである。また稀にはエレベーターの設備されていない家もあつたから。

一棟の住宅は大抵10住居位から成り立つていて、一つの住居 (Siedlung) は大小7部屋位の可なり廣いものが多いようであつた。部屋の天井は高いが、その割りに採光はよくない。

それが近來郊外に新しく建築されているものはセセッション式のもので、天井は幾分低い窓を思いきり大きくとるため部屋は明るく感じが良い。一住居の部屋數も4部屋位の小じんまりしたものであつた。

集合住宅で問題となるものは管理人というよりは玄關番で、舊來の住宅にはきまつて年をとつた男か女が玄關に附いていた。然し新しく建つたものには附いていない。その入口は小さくいつも戸が閉つていて鍵がかゝつている。それで居住者は

各自鍵を持つていて出入りする。そして外來の訪問者は戸口に掲げてある居住者の名札の下にあるボタンを押す。ベルの鳴つた家では返事の代りに向うでボタンを押すと、入口の戸にスイッチが入つてジーという音がする。そこで戸を押すと今度は鍵が外れて開くのである。

この様式で缺點とするところは、外で鳴らしたベルの主が誰であるか充分確認ができないことである。そのためしばしば物賣りや物貰ひ、時には盗人を内に入れてしまうことがある。しかし内に入れても各の住居には更にドアがあり、いつも鍵がかゝつているし、ベルを鳴らしてもものぞき孔から一應首實驗をすることができるから、日本のようにそう易々と押賣りに入られるようなことはない。けれど盗人が入つてこゝは留守だということが分かれば侵入される惧は多分にある。

それで私の滞在中これを防止するために次のような方法が案出された。戸口にベルの代りに電話が備えてあつて、訪問者は戸口で目的の人に電話をかけて訪問をしらせる。その上で入口の戸を明けてもらつて入るのである。故に時には戸口だけで用を済まして歸る人もあつた。

このようなことにも絶えず新しい工夫がこらされていたから、その當時でさえ周囲の状況を巧みにとり入れて便利な、住み心地の良い、然も家賃の安い家が、次から次と建つて行くので、舊來の不便な、家賃の高い家は大部分を來たしていった。

エレベーターは凡て自分で運轉するのも珍らしく思つたが、流石はドイツと感心したことは電燈のスイッチに30秒スイッチ、或は1分スイッチが廊下に取り付けてあつて、しかもこれが勵行されていたことである。夜、外から歸つて來て入口の電燈のボタンを押して電燈をつけ廊下を進んで行くと、適當な間隔に又次のボタンがあるから、それ

をまた押して先に先にと進んで行くと、うしろの電燈は時限スイッチがひとりで働いて、順々に消えてゆくのである。當時アメリカではプル・スイッチばかりで、この種のは見かけなかつた。

次にアパート生活のことであるが、この生活こそ公德心を重んじ、他人の迷惑になることは絶対にしてはならない。向うの子供は小さい時から、こういう生活環境の中に育てられているのだが、野放しの日本人がアパートに入つて急に向うの連中のようにやれるか些か疑問であろう。足音？放歌？勿論向うにも種々のことがとり極められていて、もしこれを破る場合は放逐されても仕方がないことになっている。

例へば夜10時過ぎたらエレベーターや風呂を使つてはならないとか、絨氈の埃を叩くのは必ず金曜日とか、床の艶出しは何曜日とか極まつていて、いつでもかまわずすることは出来ない。それ

から洗濯物は絶対に外に出してはならない。但しこれはアパートの規定でもあるが、市の風致上の取締方針によるものであつた。

アパート生活で最も注意すべきことはこの騒音である。エレベーターの音、水を落とす音などは可なりひどくもので、殊に夜間は一層それがひどい。故に居住者もいろいろ氣を付けなければいけないが、建築家も騒音防止については研究と工夫をこらさなければならない。

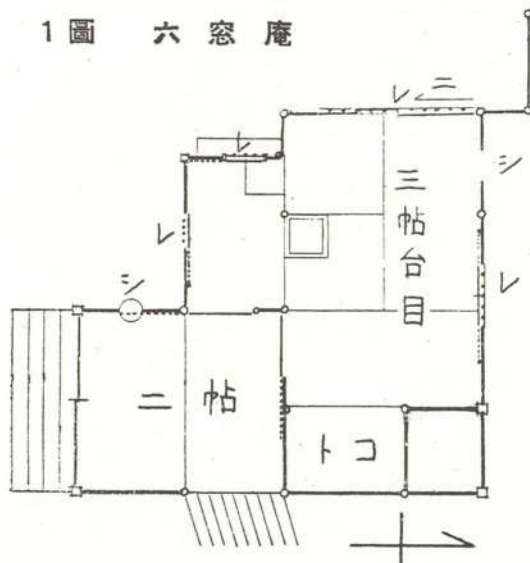
ベルリンも今度の戦争でどんなになつたか。破壊された建物の破片はこれを片付けるだけでも20年かゝると言われているが、ドイツ人のことであるからやがて立ち直るだろう。そしてこの住宅問題もどのように解決してゆくか、またどのような都市を建設するか大いに期して待つべきものがある。

(筆者・株式会社荻原組土木部長)

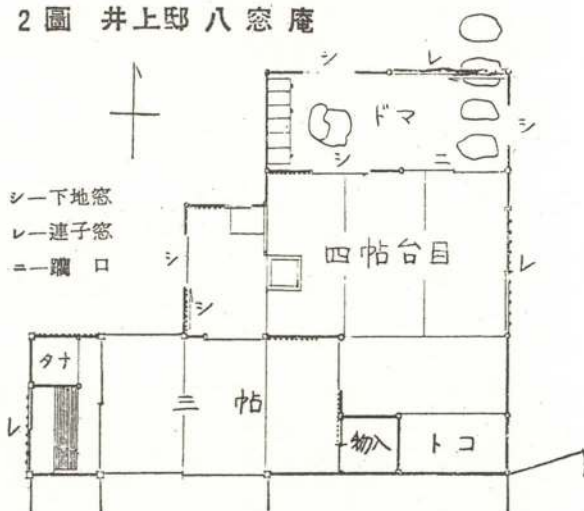
「大和三茶室の行方」挿入圖面訂正の件

本誌七月號(23頁)に掲載致しました、上田光雄著「大和三茶室の行方」に挿入しました三つの茶室の圖面が、實在物と幾分相違致しておるとの筆者からの御注意がありましたので、茲に改めて實測圖面を下記之通り掲載致しました故、七月號掲載の圖面は抹消され、本圖面を参照下さる様お願いします。(編集子)

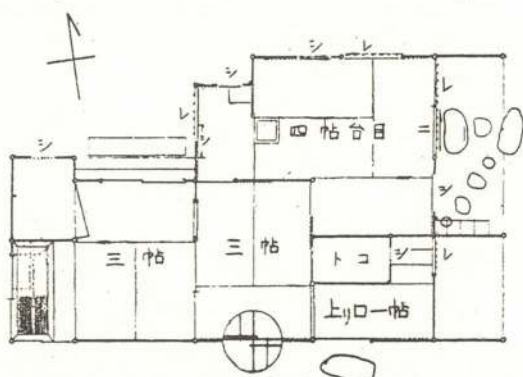
1圖 六窓庵



2圖 井上邸 八窓庵



3圖 奈良八窓庵



鐵筋の共同住宅に住んでみて

最近出来上つた鐵筋コンクリートの住宅は、どんなものであるか？

八月七日に、編集委員（中野、星）がこの共同住宅を訪ねてみた。住宅難の折柄、この府営住宅に住みたいと申込んだ六千家族余りの中から、希望の達せられたものは僅かに1/30であつたといふ、かくして今96家族（凡そ500人）の人が住んでいる四階建鐵筋コンクリート造共同住宅の住心地はどうであろうか？

四棟の極めて明るい、近代的な感覺到粧いをこらしてゐる建物の間を抜けて、一番南側の三階にお住いの小林清氏のお宅を訪ねたのが三時過ぎであつた。それから約三時間、小林氏の厚意を受けて数人の方をお招きして種々の事を伺つてみた。

將來、共同住宅はどうあるべきか？日本の住宅政策はどうあつてほしいか？現に住つて居られる方々に伺つた感想と意見の記録をそのまゝ紹介してみたいと思ふ。

出席者

居住者

小林 清氏	42才	(6号室)	戦災者
新住宅社	主幹		(家族5人)
小森 五郎氏	38才	(58号室)	
小森工業所	(水道工事)		(家族4人)
森下彌太郎氏	43才	(66号室)	ジャワ引揚者
誠和薬品株式會社	販賣課長		(家族3人)
池田由紀子氏	31才	(14号室)	戦災者
大一株式會社	勤務		(家族5人)

管理者

松山 久春氏	大阪府建築部住宅課技師
日本建築協會	
中野順次郎、	星 廣文 (編集理事)

場所 小林 清氏宅

中野 共同住宅に住んでみられて變つた点、例えば階別、隣との關係、設備の具合、換氣、老

人にとつて、或は子供の教育等いろんな点から、此の住宅をどう考えられますか？

小林 大阪では始めてと言つてよいこういう共同住宅で、共同生活の訓練のない我々が果してお互に迷惑かける事なく、うまく生活してゆけるか、どうか、懸念していましたが、割合にトラブルもなく順調に生活が営まれているようです。共同住宅と云つても、階段や入口が澤山あり、お互に關係のあるのは階段をはさんだ家々で、それも階を同じにしない限り、殆んど交渉がありませんこれはお互にこゝに移り住んで、間がないからかも知れませんが——又、私なんか晝間勤めで留守にしてゐるので、『隣に住む人何する人ぞ』と思う位です。共同住宅と云うものゝ、普通の一戸建の家に住んでいるのと、何等變りありません。

只、私の興味を持つて考へている事は、生活の営まれる處を家庭と云います様に、家と庭が必要なのですが、この共同住宅にはその庭がないので生活の上でどう云う影響を齎すかと云う事です。之は今後色々調査してみたいと思つています。

星 此の共同住宅を希望して入られたんですが、それに對して何か特別の感想はありませんか？

森下 人の噂を聞いて申込み、幸い當選した譯ですが、評判の通り、プランも便利もよく喜んでゐます。在來のアパートに比べ上に伸びるのがよい。只二軒丈の附合で近所がうるさくないから家内も大變喜んでゐます。

松山 今日迄のアパートは廊下から入るのが悪かつた。このプランは階段で限られ、一階丈で住み良いと思はれます。

中野 初め考へられた事と異つた、言はゞ欠点とか悪い方面の事はありますか？子供さん達が不自由を感じませんか？上から見下される惡感

はありませんか？

森 下 只今の所そんな感じはありません。自分は三人家族ですが、四人でもよいと考えます。然も一階西で風通しもよく、子供も自由に遊び廻るが、見張もきいて誠によろしい、邪魔にもなりません。初めの間は一寸上から見られる事と思つたが、大した事はありません。夜は電氣を消せば外から見えず、外燈のあかりが都合よく反照して誠に便宜を感じています。

松 山 屋内を覗きこまれる事を極度に日本人は嫌うので、當初カーテンをつける事や、摺硝子を入れる案もあつたのですが、部屋を陰氣にするので、御覧の通り裏側丈一部摺硝子を入れました。

中 野 風呂、其他厚生方面の共同施設に就いて何か考えられていますか？

松 山 御承知の通り、このアパート計畫はすべて建設省案で、各府縣同一のものが建てられ、大阪府、市では去年(23年度)336戸、本年度(24年度)360戸建設の團地計畫であつて、共同施設も考えていますが、敷地賣収が出来ず困つています。風呂は基準400戸の集團でないと経費が成り立たない故、此のブロックでは出来ませんでした。大所見地からは考えていますが、將來この附近に増設されない限り、今の處では出来ません。2,000人以上ならやれると思います。豊中は600戸故、浴場を建てている。但、經營は個人に任させる方針です。

中 野 御婦人の場合、男子より余計に近所の事なご氣になるとは思いますが？

池 田 近所附合は一ヶ建の方がうるさいと思います。こゝはドアーで仕切られ、二軒丈で迎も好い感じです。屋上洗濯も結構で不便もなく、井戸端會議もありません。只良い物を干すと盗られる懸念がありますが外部から盗られるらしいのです。

森 下 二、三日前盗られました。物干設備は最近出来ました。今迄欄干や室内で干したが、管理者から外觀を損ねると注意されました。

中 野 館内規則はどんなものですか？

松 山 窓に干したり、燃料も炭や薪も使用を止め電氣と瓦斯にしました。電氣は動力線はA級

照明はC級、瓦斯は會社に特に考慮する様、注意しているから、他に比べて好条件と思います。以上の様で一應居住者には規則を定めたが、今後は成可く住む人が良心的に、自治的にして貰い、余り立入つた事や條件は管理者の方からは言はぬ方針です。

小 森 自分は本山に居た時盜難で困つたのですが、此處に来てそれがなくなり本當に喜んでいきます。上下から目が届き、空巢の心配がありません。物干も外部から入ればすぐ判ると思います。

中 野 立体的だから各方面からの影響があると思います。例えば、ラヂオなど音響的に不快でないですか？

森 下 ラヂオ丈は山彦の様な反響があります。

小 林 コンクリートの建物では、建物自体でアースするので普通のラヂオでは仲々聞きにくい。現在、ラヂオのきこえているのは、スーパーがよい機械をもつている處でしょう。そこが必要以上に大きな音を出すので、やかましく感じるがありますね。これなど共同生活の建て前から、もつと音量を調節すべきですね。音響は下駄でも感じないが地下室のモーターは四階迄響く。鐵筋だから金槌で叩く時は全部に感ずる位です。

星 必要以上に音を出さぬ様、共同住宅として指導する方法はないものですか？

松 山 すべて自主的にして貰ふ意見で、此處が最初の試みとして模範的にして頂きたいが、自治的な試みとして、隣組の様なものはありませんか？

小 林 現在まだ出来ていません。まだ隣近所に住む人の顔も知らぬ位です。

中 野 御婦人としてミシンの置場などにお困りではありませんか？押入などの實際は？

池 田 板張に置き、どうにか工夫してやつています。すべて此の部屋を一つの器に入れると云う氣持で利用しています。物入も私に關する限りどうにか足りています。又、地下室の倉庫にガラクタを入れるし、部屋の上も使えるし、鼠もいないので心地よく住んでいます。

松 山 押入は本年度も此の位ですが、地下は少し考る余地があります。物置は狭くないですか？又、上に住む人が毎日の事で不便でないですか？

小 林 押入は間口二間もあり、焼け出されの私の處ではこれで充分です。

森 下 一階で鍵を預つていますが、余り使はれてない様です。一階の窓が高くしてあるから、夜も入口に鍵をかけてあけていますが、安心です

松 山 本年度から窓はスチールサツシュになります。消火設備はありませんが、自分の部屋から發火してもスチールドアだから他に移る心配はないと考えます。棟の間も二十米突以上離れています。

小 森 自分は抽籤で入つたのですが、たまたま職業柄が水道工事の関係で、管理者の方から頼れて簡単な事は無料で修理する事がありますが、只今の所、水栓位の程度です。電気の方ではコンセント、ヒューズ切れですが、鐵筋建物でアースがよくきいているので、勝手な事をしたらショートして他の室に及ぼすから、簡単に入れる譯には参らぬので、それなども修理してゐます、全体に及ぼす消滅はなくメーカー丈きれなのです。斯様な事も各戸に周知する方法を講じたいと思います

松 山 個人本位で破損は各戸負擔でやつて貰いたいのです。施工上の不備、修理は施工者にやらせます。小森氏は設備方面を直ぐ間にあふ應急的な事を頼んでいます。管理者は府一人です。小森氏とは絶えず連絡しています。

星 五人家族で二間で充分ですか？建築家として専門的立場からも忌憚なき意見が欲しい。夫から、今は住宅難で喜んでおられるが、慣れて來たり、少し年をとつたものは、殺風景で軸の一本も欲しくありませんか？將來、改造をして欲しいと思はれませんか？

小 林 私の處では現在五人家族ですが、寢室の点から考えると、これで充分ですが、然し子供等が成人した場合は一寸困りますね。只、自分が仕事をしたい時、小さな三帖位の部屋が欲しいと思いますが、之とて、この坪數の範圍内で部屋を小さくするのなら不賛成で、部屋を小さくして數をふやすよりも寧ろ現状の儘の方がいいと思います。天井の白漆喰塗もかえつて、清潔な感じがしてよろしいし、私は床の間もこのおりべ床で結構だと思つています。

松 山 選民住宅の建物から、居住人員は四、

五人と考えています。先づ居住者はホテルに入つた思いで、家族が多くなつたり老境に到れば、他の大きなアパートに轉ずるとか自分で家を求められるだらうと思います。建設省も年々許せる範圍で擴大の方針で今少し廣く程度も上げる積りです。事情がよくなればプランの向上も考えています。又、このアパートは二戸を一戸にする事も出来る

池 田 古くなつたら壁紙等張つたらと思います。欄間等の考えはありません。こうした部屋に慣れたい、いつ迄も日本式にこだわらぬ事と考へます。

森 下 一階の芥捨は小蠅發生で困ります。上層はよいが、一階は臭氣の出ぬ様考えて欲しい。又芥取りも三日か四日に一度來ますが、何かボヤいてゐます。更に上からドスンと音のするものが落ちて來るのが判り、水の流れる場合もあり、ビツクリする事があります。傾斜の関係、蓋の締り具合は何とかなりませんか？

小 森 芥拾處理は管理者の方で改良して頂く事として、蓋の接着の悪いのは一度フェルトを張ればよいと思います。芥取りの來た時は成可協力して車に積ませる様にしたいものです。免も角、お互に共同生活上のニユース、思付き、注意を周知する要があります。常會等あるとよいのですが

中 野 ノツクの場合、その者が隣と間違つたりしませんか？又、隣家の話聲が聞えませんか？又、便所が入口正面で來訪者の時等お困りでないですか？買物を届けて貰う時に不便はありませんか？

池 田 ノツクされた時、間違つた事はない様です。話聲は全然聞えません。買物届けも通し番號ですから、これも不便はない様です。

中 野 夏は涼しい様ですが、冬の事を考えると中で煖を採る必要がありませんか？どこか空氣抜けはなくてもよいでせうか？

松 山 冬至に於ける日照りを調査しましたが短い所で四時間、大体四時間半以上は日が當るから、大分凌ぎよいと考えられるが、冬を過して見ないとハツキリわかりません。

小 林 夏の通風は充分です。台所の窓が小さく低いので、瓦斯を使うと熱氣の抜ける所がなく

入口から入った時、一寸ムツトします。

池田 地震、火災、台風、雨漏りの心配がないから、その他の不便よりは安心です。

中野 暑熱とか、室内温度の問題で、大体木造なら午後二時、コンクリート造なら四時頃が最高とされてますが、夜は暑くありませんか？又、各階の室内温度はいかがですか？

小林 一階は地面からの輻射熱で暑いでしょうし、四階は特に天井を張つて、床スラブからくる暑熱を遮っていますが、そのふところが狭いのでどの程度効果があるやら疑問です。そうなると二階、三階が無難でしょう。しかし、この間私は体験したのですが、外壁が薄クリーム色に塗つてあるので、北棟の壁面から来る輻射熱が相當暑いことです。夏は北の窓邊によれば涼しいと云うので北の窓近くにいたのですが、この輻射熱が、かえつて暑いので逃げだしたことがあります。

庭の植樹でも茂ればよろしいが、こう云う集合住宅では外壁の色も考えねばならぬと思います。

松山 今年度分から各戸に、バルコニをつけて將、出来る様にする方針です。

中野 住むのには何階を希望する人が多かったですか？又、團地に外から來た者としては、誠に文化的の感じがありますが、此の点は？

池田 比較的三、四階を希望されるのが多い様に聞きますが、下を好む方もあり、殊に婦人は下が便利でせう。此の團地の氣持は私は大變心地よいと思います。又外灯が非常に感じよく、夜、部屋の電気はなくてもすむ位で喜んでいます。

中野 屋外で集る場所、例へば、共同バルコニ、賣店、酒保の様なもの、屋上庭園、子供の遊び場等を色を添えてやるなど、此の際家主の方で考えてやれぬものですか？

松山 住宅環境をよりよくしたいと考えています。

星 家賃1,400圓、敷金二ヶ月の算出方法は？借家人として此の價格は高いと考えられますか？正當な値段ですか？利子も含みますか？

松山 建設費坪當り25,000圓、半分國庫、半分地方負擔で70年消却、此の計算の方式で建設省としては一定してゐるが、他縣など1,600圓とか

聞いてゐる。大阪の1,400圓が高いか安いかは居住者各人の既往の所要経費で異ると考へますが、自分の場合を想像すると、大阪迄の通勤交通費が平均月1,300圓です。それが市電丈ですめば大した差はなく通勤時間節約、郊外電車の混雜等から考え有利の様に話も聞き自分もそう考えています

星 聞く所に依りますと、申込に於て六つかしい条件があつた由で、時代錯誤の感がある様です。又光熱費が非常に掛るのではないですか？

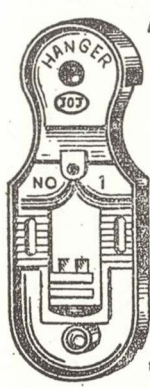
松山 申込の条件等は仰言様なレベル以下入れないとか、収入、學歷等の事はすべて新聞＝ニュースです。選定方法としては、東京は22年度高輪など研究的に使はせたが、大阪は公開抽籤としたが、殆んど条件はつけていません。光熱費は自然他に比して高くつくでしょう。

森下 光熱費は確に多くなつています。但、薪炭代等が不要ですから、結局同じと考えています。

中野 世帯主の30才～40才位を目標として、600戸以上の建設案を検討されてはいかがですか？家族数の少い場合と、子供が多くなつた場合と、何れの規模にも間にあう様な住宅が欲しいですが

松山 住宅で困つてゐる人が多いが、家さえあればよいと云うのが大部分で、コンクリート建の注文が案外少い。協會が叫ばれてゐる不燃都市實現の上からも、尙一層大衆がコンクリート建を希望する様、聲を大きくして欲しいと思つています。

以上 完 (文責記者)



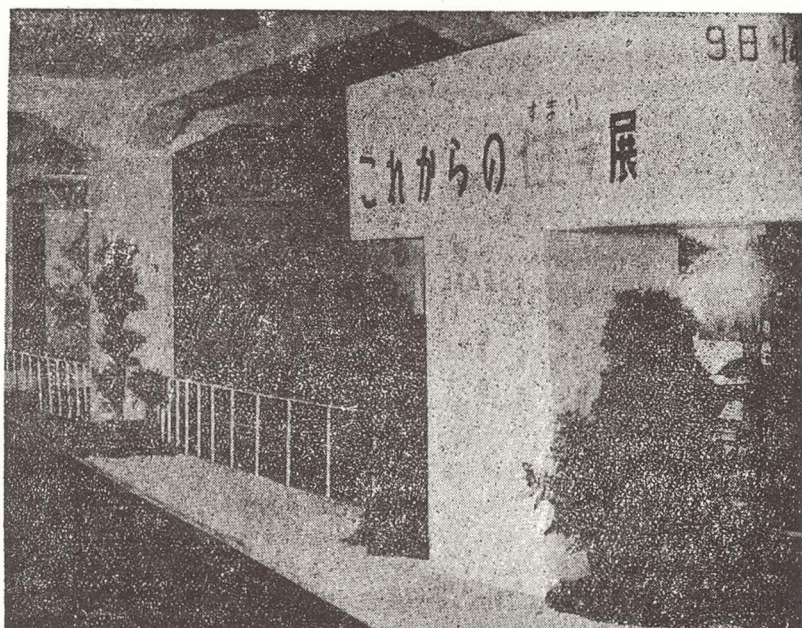
建築 J.O.J 金物

ドア J.O.J印ドアハンガー

工場、倉庫、ガレージの扉に御使用を御奨め致します
(全國金物店にあり)

代理店
湯淺金物株式會社 大阪・東京
岡谷鋼機株式會社 大阪・名古屋・東京
製造元 大同鑄造株式會社 大阪

「これからの住宅展」について



主催 日本建築協会
後援 大阪府、大阪市
8月9日—14日 於 大阪大丸百貨店

戦後の住宅展覧会としては可成り格的のものであつた。展覧内容は五部に分けて、その他に住宅建築に関する各種類の建築材料が陳列されたので、観る者にとっては親切便利な催しであつたと思ふ。

- 第一部……これからの住宅は（圖解、模型）
- 第二部……都市住宅の不燃化（同上）
- 第三部……住宅を建てる手続き（圖解）
- 第四部……設計圖案
- 第五部……十五坪の實物住宅

正面入口のところに

「我々の住宅は」

- 安心して住める家に
- 便利で氣持のよい家に
- 工費が安く、持ちのよい家に

と示したのは如何なる時代にも變らぬ住宅の原則であるが、一般の人がこの原則をよく理解してこそ住宅の正しい在り方が保證されると思ふ。

次に取りあげた「これからの住宅は」のところで内容を十項目に分けて説明しているのは今日の住宅に於ける課題であつて、これに對する答へは

観る人々が研究すべきことである。

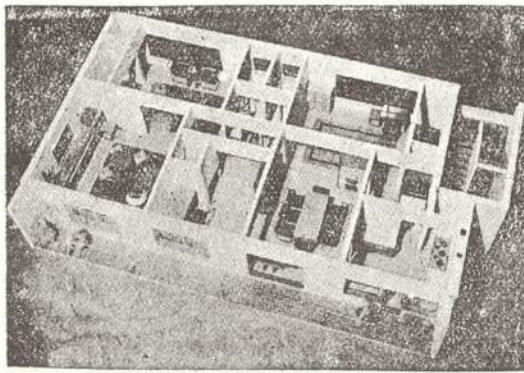
- 一、家は狭くとも敷地を廣く
- 二、間取りと構造の合理化
- 三、家族本位に
- 四、生活の美化と規格化
- 五、通風と日當りを充分に
- 六、設備の工夫
- 七、適切な家具の選定
- 八、耐震耐火的に
- 九、設計にはよい指導者を
- 十、工事は技術的に信用出来るところへ。

問題はその他にもあらうが、せめてこの程度のこと是一般市民の理解すべき住宅の常識としたいものである。

尙第一部には、西山博士の提案される「將來の住宅について」模型と圖解があり、不燃都市住宅の方向を示したものとして注意すべきものであつた。

第二、第三部は親切な解説で、大阪府指導課からの資料であるが、之を詳しく読んでゐる人が多かつたから、展覽効果は充分にあつたやうである。

第四部では、府營の豊中住宅（分譲豫定）をはじめ各方面の會社、學生からの小住宅設計圖があつて、これには特に番號をつけて入場者の希望投



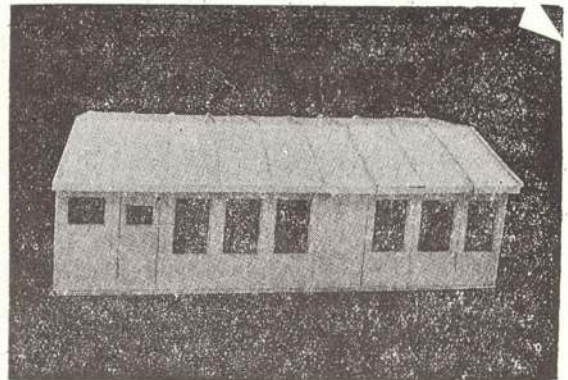
西山卯三氏出品

階段型模型

票を試みた。この結果がどうなつてゐたか興味のある問題である。

最後に實物住宅は大丸建築相談部の出品で、平面は圖示のようにタタミの部分と板間の部分に分け、寢室はタタミに居間は板間となつてゐる。

居間が板の間になつてゐることは、高價なタタミを消損し易い居間に敷くことの不經濟と、居間に於ける活動的な椅子式にする生活様式とを實際に検討してみる機會を與へたものである。

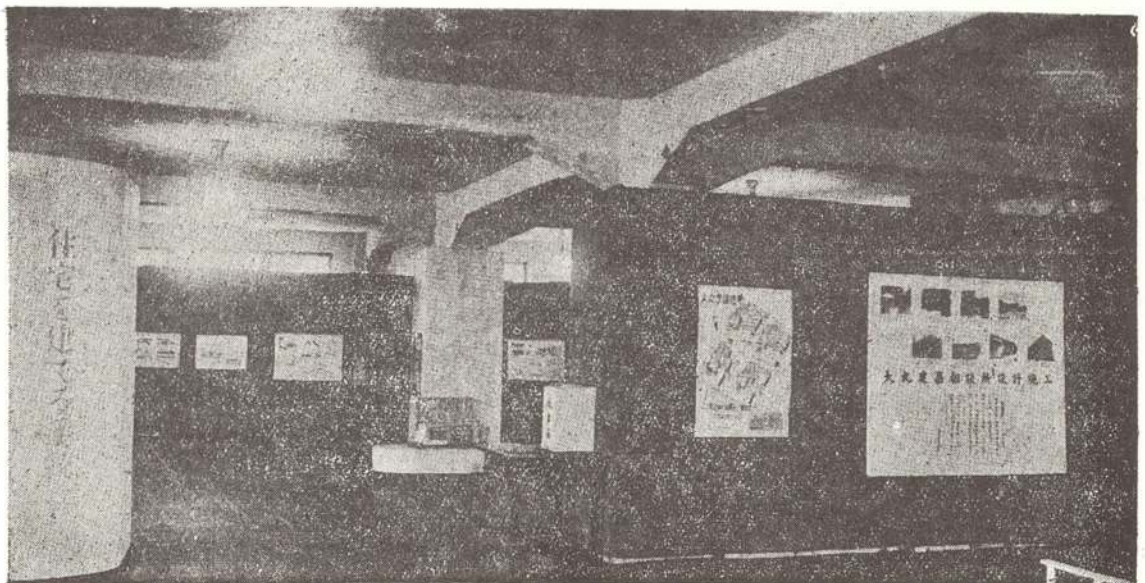


内外木材工業株式會社出品

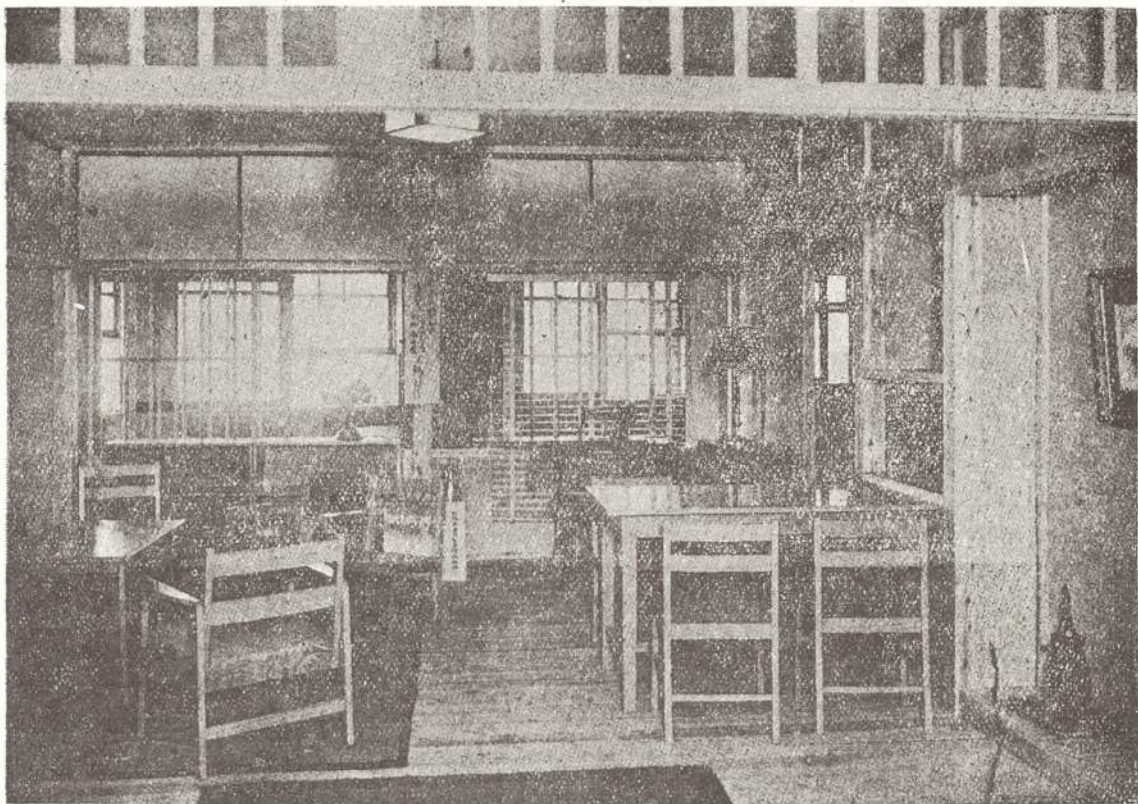
組立住宅模型

尙建築材料を陳列した結果からみて、地方の材料業者が、特に展覽會に來て、地方の建築に紹介しようとしたといふ報告もあり思はぬ効果のあつたことが認められる。

以上展覽會の概要であるが、將來この種の計畫は大いにやるべきものと思ふし、かくすることによつて一般の人々に住宅の在り方を正しく理解して貰ふよい方法であると思ふ。(委員記)

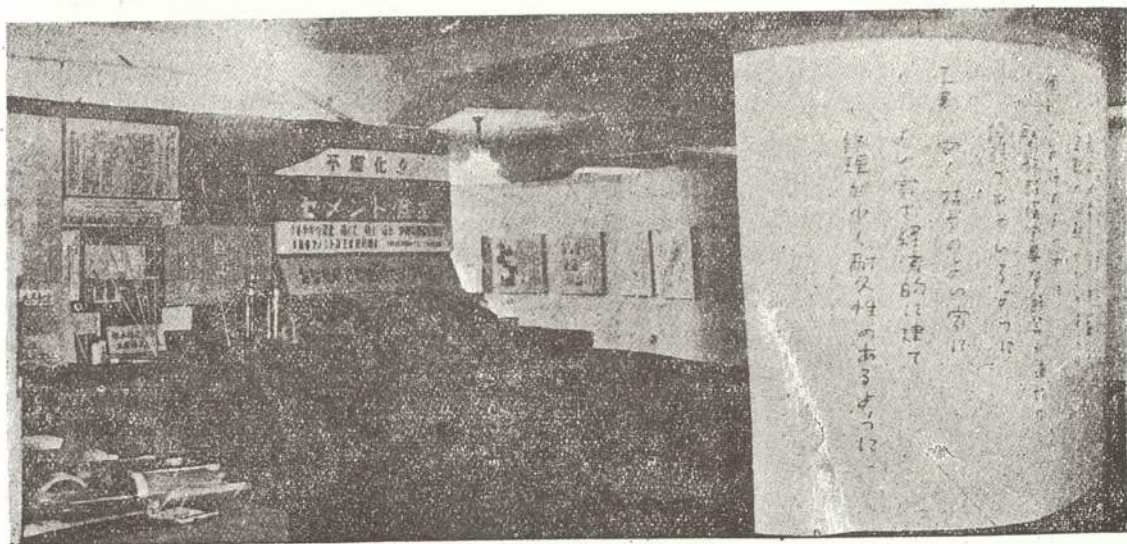


小住宅設計圖案展示場



モデルハウス内部

建材陳列展示場



福岡縣に於ける住宅問題の實情について

杉 本 勝 次

第一 序

住宅問題は戦後社會問題の中最も深刻なるものの一つである、同時に最もその対策の明確にされていない問題である。戦後四ヶ年を通じて一部識者により觀念的に論ぜられ乍ら、社會的には單に家なき人々だけの問題とされ眞に社會的に検討されなかつたところにその解決を逡巡せしめた根本原因がある。

衛生問題は病人と醫者だけの問題である間は其の解決は期し得なかつた。これが社會全体の問題として取り上げられた時、始めて衛生は社會的に排除される。住宅問題も家を求める人達だけの問題であつてはその眞の解決は望み得ない。特に本年度に始まる經濟安定を基とした社會復興に當つては凡ゆる社會問題の解決は現在迄の様に個々ばらばらに取り上ることは許されず廣く社會全体の立場からその本質的重要性に應じての長期綜合計画による解決策が樹立されなければならない。而して縣下の住宅問題もその實態及び社會的影響を縣民全体の問題として取り上げ、その対策について直ちに確固たる第一歩を踏み出さねば問題の解決の時期を永遠に失ふことになるであらう。

幸い昨昭和二十三年八月一日を期して劃期的な全國一齊の住宅調査が施行されて、今迄違觀的に取扱われてきた「住宅不足」の實情につき具体的な資料を得ることが出來た。

以下主としてこの調査の示す結果に従つて縣下の住宅事情について實態及び縣政當事者としてこれに對する所信を發表し以て縣民全員による本問題解決の資と致したい。(尙詳細な數字は福岡縣統計月報第二卷第三号廿四年三月住宅調査特集を参照されたい)

第二 現在の住宅事情

一 住宅絶對不足

現在の住宅問題の根本は住宅の絶對不足である。戦前に於ける日本の住宅環境は海外各國に比し文化的に極めて低水準にあり此事が衛生問題や個人性の確立などに對

して悪影響を與えていたのである。それが現在の住宅の絶對不足の上に立つて更に深刻な社會問題となつてきた

この基本的住宅不足は全國で四百萬戸と稱せられていたが前記の住宅調査に依りその全貌が徐々に判明しつつある。これに依つて縣下の住宅不足數を見ると第一表に示す通りとなる。

(第一表) 福岡縣の住宅不足數

區 別	縣 計	市 部 計	郡 部 計
世 帯 數	669,611	313,985	355,626
住 宅 總 數	577,634	255,003	322,631
世 帯 數 と 住 宅 數 の 差	91,977	58,982	32,995
住 宅 不 足 數	約 90,000	約 60,000	約 30,000

註(一) 住宅總數は住宅調査による數字で假小屋、非住家及び下宿屋、寄宿舎、船舶などを含まない。

(二) 世帯數は常住人口調査(同年同日施行)による數字で巡業サーカス等縣内に居住を必要としない世帯數(推定1,600)を含んでいる。

即ち居住住宅總數は約58萬戸(577,634戸)で全國總數1,400萬戸(13,844,327戸)の4.3%を占め全國第6位を占めている。これに對し世帯數は約67萬世帯(669,611世帯)であり、これより固定した住宅を必要としない世帯を除いた残りの世帯に最少限1世帯1戸の住宅を與えるとして差引9萬戸の絶對不足となる。この9萬世帯の内約1萬世帯(9,032戸)は假小屋、非住家(この調査に於ける假小屋、非住家とは殆んど住むに耐えない程度のものである)に住み、残り8萬世帯は間借、同居を余儀なくされ敗戦5年目の今日猶9萬世帯、即ち縣下全世帯數の1.35%、人員總數にして約45萬人の多きが住宅を持たない實狀にある。

更に住宅不足數を縣下各都市について見れば第2表の如くなる。

(第二表)

市 別	既存住宅数	不足数	不足率
福岡市	57,336	20,300	26.1
若松市	14,655	3,000	16.9
八幡市	35,070	4,700	11.8
戸畑市	13,687	2,300	14.7
直方市	8,919	1,400	13.7
飯塚市	9,020	1,500	13.8
久留米市	14,698	5,400	26.5
大牟田市	31,102	6,800	17.8
小倉市	32,790	7,700	18.9
門司市	22,466	4,500	16.6
田川市	15,266	1,500	9.1

註、この不足率のみを以て各都市の住宅不足状況を比較するのは危険である。即ち1戸の住宅の廣さが各都市に於て異なるので實際は居住密度を比較して住宅難の實相を見るべきである。——居住密度の項参照

これらの9萬世帯にのぼる家庭は結局間借、同居或は假小屋、物置等を假の住いとする事によつて雨露をしのいでいる状態であり、それによつて現在一應の「見掛け」の住宅充足が示されている。更に注意すべきは假小屋、非住家の居住者を除く同居8萬家族に對して、これを受け入れ不本意な同居をさせている側の世帯が約同数の8萬世帯近く存在しているということである。我が國の木造住宅の間取構造からして多少の規模の余裕があつても1住宅に2世帯が健全なる家庭生活を営むことは不可能であり、これが爲住宅難の悪影響は倍加され、合計16萬世帯、人員にして80萬人の家庭生活が歪を受けている。

この住宅不足が現在縣下住宅難の基本をなすものであるが、この事實は社會的に如何なる問題を生み出しているであらうか。

先ず遠距離通勤及び家族別居等の家庭生活の不安定による勤勞能率の低下が直ちに生産に影響する。本縣の如く礦工業人口の多い場合特に經濟的影響は強い。戦後の石炭増産政策に對して先ず炭礦勞務者住宅の建設が大きく取り上げられたのもこの問題の重要性を示すものである。

又同居による精神的壓迫、追出しによる壓迫等によつて起る私生活の不健全化、それが一般的社會道義の低下となつて現われる。社會機能上からは空家の殆んど皆無の爲に自由移動が妨げられ産業人口の適正配置が行われ

ず、このことは失業問題の解決をより困難ならしめる。

更に見逃すことのできない事實は同居及び過密生活による家庭生活の破壊の最大犠牲者が青少年及び児童層であることである。自己完成期に當つて自己の「場」を確保せねばならない青少年が大人と寝室、勉強室を共にせねばならない事は彼等の社會的人格の完成を妨げ、ひいては家庭及び社會の反逆者たらしめている。又子供達は他家族と襖一重で距てられた家庭内で氣兼ねし乍ら不安氣に暮し、それが更に追出しにより拍車をかけられる。この状態が戦後既に四年も續き、更に數年も放置されるとすれば、かかる環境に育つた青少年達は精神的に自己の家、故郷を持ち得ず社會への愛着を失うのではあるまいか、その事はひいては未來の明かぬ國際的社會の建設を不可能にする事を意味している。この住宅難の被害者達は現在社會に聲なきものであり成人社會がこれを汲み取つてやらねば、その苦惱は解決され得ない。そこに現在の住宅問題の一特質があり、これが對策としては先ず1家族1戸の住宅を出来るだけ早く建設する以外に途はないのである。

二 現存住宅の種類別

縣内58萬戸の住宅を種別的に分類すれば第三表の如くなる。

(第三表) 現存住宅の種類別

	縣 内 實 数	總數に對する比率
居住々宅總數	575,013	100.0%
専 用 住 宅	517,477	89.9%
併 用 住 宅	57,536	10.1%

註 (1) 専用住宅には農家や寄宿舎、下宿等の共同住宅を含む

(2) 併用住宅とは店舗、事務所その他と併用されるように出来た住宅を云う。

即ち總數の9割が専用住宅であり1割が併用住宅(内店舗併用住宅が大部分を含む)である。これを市部のみに着いて見れば88%が専用住宅であり12%が併用住宅である。併用住宅の多いのは、福岡市の19.3%久留米市の18.3%で商業都市の特質を現わしている、専用住宅の中には農家が含まれるが縣内の農家は16萬5千戸と推定されるので、これを引いた残りの35萬2千戸が普通の専用住宅数である。戦前の資料のある福岡・八幡・小倉三市について併用住宅率を戦前と比較して見ると第四表の如くなる。

(第四表) 戦前戦後の併用住宅の率の比較

市 別	昭和16年	昭和22年	回 復 率
福 岡 市	19.72	19.30	97.9%
八 幡 市	11.95	7.79	95.2%
小 倉 市	16.30	10.64	65.3%

註 福岡・八幡両市は戦災と疎開 小倉市は疎開により喪失している

八幡・小倉両市では戦前より低くなっているが、福岡市の場合には戦災による消耗が併用住宅に多かつたと思われるにかかわらず戦前と殆んど同率になつて居り、商業復興の急速さを示している。

三 住宅の廣さ及び居住密度

住宅の絶對不足は直ちに居住の過密化となつて生活を質的に壓迫するが、今縣下の住宅の1戸當り及び1人當り疊数は第5表に示される。

(第五表) 福岡縣居住々宅の一戸當り一人當り疊數

	1戸當り疊數	1人當り疊數
縣 全 体	17.66	3.20
市 部	16.77	3.12
郡 部	18.44	3.26
全 國	19.21	3.47

註 疊數の中には洋間や廣縁などの板の間も疊數に換算して入れてある。

本縣は全國に比して1戸當り疊數、1人當り疊數共に約8%低位にあり居住狀態の粗悪化が目立っている。

福岡・八幡・小倉三市について戦前の狀態と比較すれば第六表の如くなる。

(第六表) 戦前戦後の疊數の比較

	1戸當り疊數		1人當り疊數	
	昭和16年	昭和23年	昭和16年	昭和23年
福 岡 市	20.42	17.89	3.92	3.11
八 幡 市	14.68	13.33	3.06	2.72
小 倉 市	18.28	16.37	3.52	3.19
三 市 平 均	17.79	15.86	3.50	3.01

三市平均の1人當り疊數(即ち居住密度)に於ては昭和16年(日華事變五ヶ年目であり生活水準は既に相當低下していた時期である)に比し14%低下している。

現在縣下に於て1人當り疊數の小さいのは大牟田市の

2.65帖、八幡市の2.71帖、若松市の2.81帖である。大牟田市の如きは全國主要二十四都市のそれと比較して川崎市の2.63帖、長崎市の2.64帖と並んで最下位を占めている。

更にこれは平均値であつて實際には一人當り一帖を下廻っている様な場合をしばしば見受るのであり、これは正に生理的生存の限界を下廻っているとさえ云える。尙一般にタンス、茶棚等の家具面積の占める率は15%前後とされて居り起居就寢に使用され得る面積は前記疊數の85%に過ぎないのである。この様な過密生活が1戸1世帯向きに建てられた開放的な和風住宅で他家族との混合生活の下に行われる場合その衛生的・精神的弊害を倍加せしめるものである。

四 住宅の所有の關係

次に所有關係から見て自己持家・一般借家及び住宅官舎等の給與住宅に分類すると第7表に示す割合となる。

(第七表) 福岡縣下居住々宅の所有の關係別割合

	自己持家	一般借家	給與住宅
縣 實 數	291,648戸	167,913戸	115,452戸
同 比 率	50.7%	29.2%	20.1%
市 部 比 率	36.2%	47.2%	16.6%
郡 部 比 率	62.2%	15.0%	27.8%
全 國 比 率	67.0%	27.2%	5.8%

全國比率と比較して一般借家は大体同率であり、給與住宅の占める割合が著しく高く(北海道に次ぎ全國第2位)自己持家の比率がそれだけ低く(低い方から全國第4位)なっている。即ち礦工業縣として勤勞階級の多いことをはつきり示している。特に給與住宅の率の高いのは田川市の50%飯塚市の37.4%大牟田市の32.1%である。更に所要別に住宅の廣さと居住密度を比較すれば第8表となる。

(第八表) 所要關係別疊數及び世帯數

	自己持家	一般借家	給與住宅
1戸當り疊數	21.5	14.2	13.5
1人當り疊數	3.50	2.86	2.54
1戸當り世帯數	1.13	1.18	1.08

同居率から見ても過密度から見ても住宅難の焦点は借家階層にあることがはつきり示されている。

尙所有の關係を福岡・八幡・小倉の三市について戦前と比較してみると第9表の如くなる。

(第九表) 戦前戦後の所有関係の比較

	自己持家		一般借家		給與住宅	
	昭和16年	昭和23年	昭和16年	昭和23年	昭和16年	昭和23年
福岡市	31.39	41.72	65.82	50.34	2.79	7.94
八幡市	22.43	27.73	68.69	55.12	8.88	17.15
小倉市	33.43	39.83	62.54	50.23	4.03	9.90
三市平均	29.08	36.43	65.68	51.73	5.27	11.68

平均して持家7.35%の増加、借家13.75%の減少、給與住宅6.41%の増加、後二者の合計で7.3%の減少を示している。特に借家の相対的不足が住宅事情の著しい特徴であり、これを社会構成的に見るならば、戦後一部社会層の逆転があつたにせよ主として被被災或は被追立借家居住層、引揚者層更に戦後の新世帯などが一部を給與住宅に吸収され残余が家なき8萬世帯となつてゐると云えるのである。

以上縣下に於ける住宅問題の主として借家の根本的不足とその居住が特に過密である点を明らかにしたのであるが、これが基となつて暴利的闇家賃、闇間代、入居権利金による生計の壓迫や強制的家屋明渡し要求による生活不安などの第二次住宅問題が発生する。注意すべきは敗戦後の混乱期から平常化するにつれ、且つ食糧問題その他が解決するに従つて居住をめぐる正當不當の権利確執が強まってくる。第十表はその一例であるが昭和22年から23年にかけての急増をはつきり示している。

(第十表) 借家訴訟事件数の推移

(福岡縣簡易裁判所事件数より抽出)

	昭和21年	昭和22年	昭和23年 (11月迄)
事件数	78	290	306
指数	100	272	393

今後経済安定に逆行して住宅不足が放置されるならば住宅問題が社会問題の焦点化し、潜在的に悪質化し益々その解決を困難ならしめることが豫想されるのである。

第三 住宅不足の今後の見越し

以上述べた所は主として昭和23年8月3日現在に於ける住宅不足の現状であるが、これがこのまま放置されるときはその不足数は累年大きくなる。縣内人口の自然増加に伴う世帯数の増大、災害による既存住宅の消耗だけの面から見ても今後5ヶ年間の住宅不足数は第11表の示す如くなり、昭和28年度末には現在の約倍数の15萬5千戸の住宅不足となる。

(十一表) 住宅の累年不足数

	人口増加による 年間不足数	災害喪失による 年間不足数	年間不足数合計	不足累計
昭和23年度	0戸	0戸	0戸	80,000戸
昭和24年度	13,400	1,000	14,400	94,400
“ 25 “	13,700	1,000	14,700	109,100
“ 26 “	14,000	1,000	15,000	124,100
“ 27 “	14,300	1,000	15,300	139,400
“ 28 “	14,600	1,000	15,700	155,000
計	70,000	5,000	75,000	155,000

この15萬5千戸という数字は5ヶ年後の住宅不足の最低数であつて他縣からの人口移入による増加や既存住宅の自然腐朽による代替住宅の爲の不足数は考慮に入れて居ない。

人口移入による増加は住宅不足の爲縣内への移入を抑制されている世帯と今後の産業分布による近隣農業縣よ

りの移入等が考えられる。前者については未だ世間人口調査が實施されて居らず、後者についても適確な数字は求め得ないが、西日本に於ける産業集中度より見て年間縣人口の0.2%を下廻ることは無いと豫想される。既に縣下の主要工場では相當数の増員計画を持つて居り、経済復興に伴つて次第に實現されつつあるので、やがては

縣外よりの移入が表面化する可能性がある。而してそれらの人口移入は北九州とか大牟田地区等既に過密度の高い地区に尙も集中される結果になるので、特別な対策が講ぜられない限り局部的住宅難は一層強化されるのであらう。

自然的腐朽を一應除外したのは、住宅不足が解消せぬ限り、現在の老朽住宅と雖も猶5ヶ年程度は壽命を延ばして使用せざるを得ないからである。しかし實際には礦工業都市に於ける粗悪な借家や社宅等保安上既に極限に達しているものも相當多い。今後5ヶ年間に實際に改築を要する戸数は木造住宅の耐用年限を30年程度と見て推定すれば縣内で約25,000戸に上る。しかも戦中戦後を通じて住宅の維持管理は殆んど放棄され、殊に借家にあつては現行の家賃事情から見て修理は絶無に近く既存住宅の損耗は實に著しい。この様な住宅の消耗は今後の住宅難を更に大きくする原因の一つなのである。既存住宅は個人財産である以上に貴重な社會的財産であり、火災豫防と並んで特に維持保全の萬全を期する必要がある。

次に住宅問題の終局的解決の点から云えば空家率の問題が残っている。近代都市の勤勞者は職業の自由選擇や轉勤の問題から自由移動を必要とし、その爲借家としての空家が絶対に必要となる。空家の所要率は全住宅数の最低3%とされこれを下廻るときは自由移動が困難となり潜在失業者の増加と共に勤勞者の生活は壓迫されてくる。

以上縣外よりの移入、自然腐朽及び必要な空家等を加えた理想的住宅所要数を算出すれば第12表の如くなり、5ヶ年の所要戸数は199,000戸になる。

(第十二表) 五ヶ年間の理想的住宅所要数

現在不足数	80,000戸
人口自然増加による必要数	70,000戸
人口移入による必要数	8,000戸
自然腐朽代替必要数	25,000戸
災害喪失補給必要数	5,000戸
空家必要数	11,000戸
計	199,000戸

以上最低年間31,000戸の建設を必要とするが、より合理的には39,800戸の住宅が地域の必要度に適合して建設され、且つそれが勤勞者層にあつては生計費に應じて負擔し得る家賃で提供される場合5ヶ年の後に縣の住宅問題は始めて解決され得るのである。これが爲には戦後から今日に至るまでの住宅復興状況が果してこの線に沿つて居るや否やを先ず検討してみなければならない。

第四 戦後住宅建築の傾向

戦後建築された住宅總数は52,000戸(51,996戸)で總居住住宅数9.04%に當り、戦災及び疎開による喪失戸數81,743戸に對し64%となつてゐる。然し戦後建築された住宅の分布は市部29,320戸(56%) 郡部22,676戸(44%)となつて居り、前記喪失住宅は市部のみに限られてゐるので、實際の市部の復興率は36%に過ぎないのである。

年間平均新築戸数は17,000戸余りで前記年間最低所要戸數31,000戸に對し年間14,000戸(45%)の不足となり、現在までの建設程度で進むならばこの不足が毎年累加されて、住宅不足の溝を益々深めて行くことになる。

市部の復興住宅について見れば第13表の如く、特徴として併用住宅の率が高いことが示される。

(第十三表) 市部の住宅の種類別割合

	専用住宅	併用住宅
戦後新築住宅の率	73.4%	26.6%
戦前住宅も含めた總既存住宅の率	87.6%	12.4%
戦前(昭和16年)の福岡八幡・小倉三市の平均率	84.0%	16.0%

即ち商業の復興が生産復興に先行し、店舗他住宅が先ず建築された。この併用住宅の間取は持家、借家共に店舗部分に主力が置かれ居住部分の規模やその衛生的條件は全く犠牲に供されて居り、明るい住文化に基くものではない。又商店の量も既に飽和点に近づいてゐるので今後の住宅復興に於て併用住宅によるものは減少が豫想される。その際、これに代つて専用住宅が自力で建設されるか否かが一般住宅復興の大きな問題となる。

又所有の關係別にみると第14表となり、戦後住宅は借家が少く給與住宅が多いと云える。殊に借家については實數10,828戸の中専用住宅は推定8,330戸に過ぎない。

(第十四表) 戦後建築の所要關係

	戦後住宅實數(比率)	戦前を含めた總既存住宅の實數(比率)
自家持家	24,419(47.0)	291,648(50.7)
一般借家	10,828(20.8)	167,913(29.2)
給與住宅	16,749(32.2)	115,452(20.1)
總數	51,996(100.0)	575,013(100.0)

又建築統計から建築主体別に見ると第15表の如くなる。

(第十五表) 戦後建築の建築主体別

	實 数	比 率
一般民間建築による住宅	28,635	57.1
公供事業による庶民住宅	7,547	5.0
政府計画による炭礦住宅	13,396	26.7
政府援助の分譲給與住宅	591	1.2
總 数	50,169	100.0

註 總数が住宅調査よりやや少くなっているのは無居等による統計もれと推定される。

時期的に見れば炭礦住宅は昭和22年から23年度内完成が大きく一般建築は大体平均して年間10,000戸近くの實績を示し、庶民住宅は終戦直後から21年にかけて應急簡易住宅が4,500戸その後は年間1,000戸程度の實績である。

尙茲に特に注意すべきは前記の専用借家8,330戸(引揚者用共同住宅を含む)中の7,547が庶民住宅であつて一般の營利的借家は殆んど皆無に近く、給與住宅に於ても炭礦住宅がその大部分を占めている点である。即ち一般庶民階級の欲する住宅として借家や給與住宅を興え得た者は、國家計画に基き復興金融公庫の融資する炭礦住宅と、公共事業による國庫補助庶民住宅の二つであり、炭住以外の給與住宅は寥寥たるもので營利的貸家に到つては殆んど店舗併用住宅に限られているのである。

炭礦住宅については改めて報告を公表する豫定であるが、この事業により縣下の基本産業である石炭労働者の3割が所謂「炭礦納屋」から「人間の住い」に改善されたことは注目すべき事實であり、戦後の住宅事情の唯一の明るい面といふことができる。但し遺憾ながら炭住建設による居住改善は地域的にも職業的にも炭礦關係者に限られ縣下一般の住宅不足殊に都市の住宅難に寄與する處は少なかつた。

借家の需要が非常に大きいにも拘らず營利的に供給され得ない理由としては

- (イ) 民間資金の蓄積がないこと。
- (ロ) 長期投資に対する危険感のあること。
- (ハ) 建築費の高騰から家賃が高く現在の生計費では負擔が不可能であること。

などが挙げられる。假に(イ)(ロ)の經濟界一般の條件からの影響が好轉しても(ハ)の條件による隘路は勤勞階級の生活水準が向上しない限り解決され得ない。戦前に於て勤勞者層の生計費中、家賃の占める割合は15%乃至18%であり、この場合1戸の借家建築費が平均年

收の80%以下でないと貸家投資は成立しない。現在の一般勤勞者の月收10,000圓程度の生計費では食費の増大によつて住居費は平均5%前後に押えられて居り、戦前同様の利廻りとしても家賃は3,000乃至4,000圓となり、現在の投資利廻り等から見れば家賃10,000でもと云う状態である。

この点からみて民富の飛躍的増大と住宅建設に對する技術革命が生れなければ勤勞者向營利事業の再現は不可能である。

第五 今後の住宅建設の課題

以上戦後の住宅建設状況は量において絶對不足でありしかも建築の主体が自力建設の可能な階級の専用住宅と商業者層の併用住宅とにあつて勤勞者層に對しては炭礦住宅と僅かばかりの庶民賃貸住宅が興えられて來たに過ぎない。それ故前記の今後の最低所要數年間31,000戸の新築に對しては先づ絶對的增加、しかもその増加の大部分を勤勞者住宅即ち借家と給與住宅の建設に振り向けなければならない。本縣の借家の比率を戦前のそれと同程度になさんが爲めには今後の建設省目標の年間31,000戸は擧げて借家か給與住宅にしなければならない程なのである。この点からみても大規模の社會政策的住宅政策の確立以外に縣民の住宅難を救い、その家庭を破壊より守る途は存在し得ないのである。

元來住宅は私有財産と考えられて來た。しかし特に都市の借家は都市建築の大きな構成部分を占め且つ社會的生産力の再生産の「場」である点において、それは正に社會的公共的な性格をもつ、少くとも道路や上下水道と並ぶ社會的公有物と云えるのである。

社會的公有物が私經濟的に提供され得ない時は公共の力でこれを建設運営するのが近代國家の義務である。西歐諸國特にイギリスでは十九世紀以來勤勞者住宅の改善が大きな社會問題として取り上げられてきた。殊に第二次世界大戰後飢餓輸出を行う苦境に立ちながらも國家豫算の2.9%が住宅建設に振り向けられ、且つ辯論はこれに對し不満の意を表明していると傳えられている。これに對し我が國において現在とられつゝある住宅政策は國家豫算の僅か0.8%の國家補助庶民住宅と復興融資による炭礦住宅以外には無い。しかも後者は本年度以降停止の運命にあり、前者は本年度全國で25,000戸本縣の割當1,172戸という「焼石に水」の状態である。

戦後の一般民間の手による住宅建設量年間10,000戸は大体に於て資金のある人は既に建築を終つているものと考えられ、且つそのうち35.4%を占める併用住宅は飽和点に近く今後の見込は少いが、假にこれらが今後も更に繼續され得ると見ても、それを差引いた21,000戸(5ヶ

年間に10,500戸)の建設に對しては國庫補助や何らかの特別融資の措置が絶対に必要である。殊に當縣の如く基本産業勞務者の特に多い地方にあつては國家政策としては勿論、地方政策としてもこの勤勞者のための住宅建設は大きく取り上げらるべきであつて、國家財政地方財政の許す限り資金的住宅政策を擴充強化しなければならないのである。

更に現在の住宅建設の課題としてその資金が供給され得ても、その使用に當つては次の事が考慮されなければならない。都市の復興に當つては新しい市民的な都市計画と不燃都市の建設が要請される。住宅資金は現在の財政上貴重な出費であるだけに單なる應急的住宅不足の解消にのみ使用されることは許されず、より恒久的な計画新しい都市、不燃都市の建設の目的を同時に果さなければならないのである。即ち個々、區々、の無秩序の可燃住宅での建設ではなく都市に於ては整然たる鐵筋コンクリート住宅群、都市周邊地區に對しては充分の宅地を持つた計画的集團住宅の建設が必要である。更にこれらの建設的施策に對しては土地問題その他の解決及び計画性の確立等について強固な行政力の裏付が必要とされる。今後の住宅建設の課題はその社會公共性と資金とそれらを繋ぐ行政施策の面にある。

第六 結 言

以上縣下の住宅問題につきその概略を述べたに過ぎない

いのであるが、問題は「見掛け」以上に深刻であり、その解決の道は著しく困難に満ちている。而かも問題は單に「雨露をしのぐ」だけに止まらず生産復興・民生安定から教育・衛生問題に到るまで大きな影響を與えていることを思えば、その対策は一日も忽がせにできないのである。

當面の手段としては政府に對して住宅資金支出の飛躍的增加を強く要求することである。本縣の勤勞者の大部分は國全体の基本産業の擔い手として様々の力持の役割を果している。政府は先ずこれ等の人々に對して國の手でその家庭生活を保護しなければならない。それは近代國家の義務である。

更に地方公共團體としても單に政府のみに依存することなく地方財政のゆるす限りにおいて、住宅問題の解決を一步前進せしめなければならない。

而してこれらの政策の樹立に當つて最も重要な基礎は社會全体の熱意とその力強い表現である。

再言するが

「住宅問題は家を求める人々だけの問題ではない」

一日も早く、この社會惡を除去する爲縣民各位の透徹せる認識とそれより湧き出る建設的世論の出現を待望して止まない。

時あたかも第一回「國民運動」「國土建設週間」にあたり縣民各位の一層の御協力を希望する次第である。

(筆者・福岡縣知事)

「建築と社會」バックナンバー 分頒

第壹輯 大正6～7年 第2、4、12、14號 各4冊
第3、7、8號 各2冊 第5號 6冊 第9號 8冊
第10號 5冊 第11、13號 各2冊

第貳輯 大正8年 第1、3號 各5冊 第5號 3冊
第6、9、10、11號 各6冊 第7、8號 各4冊

第參輯 大正9年 第2、4、8號 各3冊 第5號 1冊
第6、7、11、12號 各1冊 第3、10號 各4冊

第四輯 大正10年 第2、9、12號 各4冊
第4、6、7號 各5冊、 第8、10號 各3冊

第五輯 大正11年 第7號 1冊 第8號 5冊
第9號 2冊 第11號 25冊

第六輯 大正12年 第1、2號 各3冊
第8、12號 各2冊 第9號 4冊 第10號 1冊

第七輯 大正13年 第1、7號 各3冊
第3、12號 各5冊 第4、5、8號 各4冊
第6號 7冊 第9號 2冊 第11號 6冊

第八輯 大正14年 第7、8號 各1冊

第拾七輯 昭和9年 第7號 1冊

第廿貳輯 昭和14年 第1、2、6、8號 各1冊

第廿參輯 昭和15年 第2、6、7、8、10號 各1冊
第3號 3冊 第4號 4冊

第廿四輯 昭和16年 第3、12號 各1冊
第8號 4冊 第9號 5冊

第廿五輯 昭和17年 第2、4、6、8號 各1冊
第11號 2冊

第廿六輯 昭和18年 第2、6號 各5冊
第3、7號 各4冊 第4、8號 各2冊

第廿七輯 昭和19年 第1號 1冊

第廿八輯 昭和22年 第1、2合併號 第3、4、5合併號 第9、7、8合併號 多數在庫

第廿九輯 昭和23年 第1號(7月發行) 多數在庫

第參拾輯 昭和24年 第2號より6號迄 多數在庫

上記掲載なき分は賣切絶版。部數に限りあり先着順の事。欠本の場合は御了承乞ふ。價格は大体五十円以内但し戦後の分は定價通り。尙郵送の場合は下記之運送料實費相添へ申込みされたし。1部のみの場合25円、2部より5部迄は小包料35円、6部より10部迄 小包料55円、但し10冊以上の場合は送料協會負擔の事 以上申込み多數あり希望者は至急申込みされたし。

社團法人 日本建築協會



はしがき

昨年暮から衆議院の常任委員会調査員として、建設委員会に勤務している——と言っただけでは、何のこともよく分らない方も多いことと思ふ。それで、約半年の経験をもとにして、國會の内外の模様を紹介して、皆様の御参考に供したいと考えた次第である。

常任委員会・専門員室 etc.

衆議院議員の定員は466名（参議院は250名）であるがこれら議員が一堂に會して、議案の細かい部分まで審議したのは、なかなか経らないし、時間もかかつて大變である。従つて、豫め各省別に常任委員会を設けて置き原則として各議案はすぐ常任委員会に付託され、そこで十分審議されることになっている。現在、両院には各々21の常任委員会があり、衆議院では多く25名（参議院では15名）の委員で構成され、各議院はそのいずれかを擔當する。此の外、特定の事件を審査するために、特別委員会を設置することができる。在外同胞引揚問題に關する特別委員会や考査特別委員会が設けられていることは、新聞紙上でも御存知のことと思う。

建設委員会は常任委員会の一つで、建設省所管事項——河川・道路・住宅・建築・都市計画等——に關する法案を審議し、請願等を處理する。常任委員会の構成は各黨議席の數に比例し、委員長は與黨から出すことになっている。去る5月に閉會した第5回特別國會に於ける建設委員会の構成は、民自黨15、民主黨4（與黨派2、野黨派2）、社會黨2、共產黨2、國協黨1、其の他1の割振で、委員長は民自黨の淺利三朗氏であつた。

各常任委員会には議員でない2人の専門員と2人の調査員と2人の調査主事が置かれている。待遇は官廳で言へば、夫々1級官・2級官・3級官に相當する。その役目は言わば立法顧問とでも呼ぶべきもので、専門的智識によつて、委員会の審議を助けることを目的としている。勿論、専門員は中立の立場で客観的な意見を述べるだけで一黨一派に屬することは許されない。身分は國會職員であるが、議員事務局が國會運営上の庶務的な仕事を擔當するのに對し、専門員室に於ては、特に委員会の運営に對する智的な補佐を行う点が異つている。現在、衆参兩院の建設委員会に6名づつの専門員室の職員が居るが、多くは土木關係の技術者で、衆議院の調査員として小生が、参議院の調査員としての中島博君が、僅かに建築部門の技術者としてはいつているに過ぎない。

此の外、議員の調査研究に資するため、國立國會圖書館がある。その「調査及び立法考査局」に於ては立法に役立つ内外の資料を蒐集、分類、整備することになっており、こゝにも専門調査員7名、調査員18名の定員がある。又、議員の法制に關する立案に資するため、両院に夫々法制局が設けられている。

以上はいずれも立法府の職員であるから、行政府の職員である官公吏とは一應區別されているが公務員の仲間にはいつている。定員は衆議院事務局が専門員室の120名を含めて609名（参議員が527名）、衆議院法制局が26名（参議員も26名）國立國會圖書館が161名、其の他若干で、合せて1,350名余りの世帯である。

アメリカでは常任委員会の權威が大きく、常任委員長は、政策の基本を決定する点で、各省大臣の上にある由である。専門員室も充實していて、豊富な資料を揃えて十分な機能を發揮しているに違いない。日本の機構は戦後の國會法に基いて確立されたもので、昭和22年4月の第1回國會以來、未だ2年余りの経験しか持つていない。従つて、現在の所、常任委員長よりは政務次官の方が人氣があり、専門員室も各行政官廳と連絡して、漸く資料を整えているような状況である。國立國會圖書館も、人員も揃わず、建物もできず、（現在はもとの赤坂離宮に假住いしている）、従つて未だ十分な機能を發揮していない。

審議

國會の中樞的な機能は議案の審議である。本會議は勿論、各委員会にも速記が付き、すべての發言が記録される。従つて、會議の進行はさすがに秩序立つていて、學ぶべき点が多い、（新聞には亂闘の場面しか大きく扱われないようであるが……）委員会の席上でお茶を飲むというようなことは絶対にない。食堂や喫茶室は別に設け

られて居り、會議が終つてから各自が自由に行く。委員長はできるだけ短かい時間で議事が有効に進行するように氣を配っている。

議案が國會に提出されると、直ちに各常任委員會に付託される。委員會では、先ず提案理由の説明（大臣又は政務次官が行う）。を聴き、質疑を行う。答辯は主として政府委員である局長が當るが、細部にわたる場合は、説明員として、所管課長が行うこともある。重要な法案に対しては公聴會を開き、學者や民間關係者の意見を徵する場合もある。審議を盡したら、討論に移り、各黨を代表して、賛成又は反對の趣旨を述べる。ここで、議員が大いに雄辯を振るわけである。採決に入れば、絶對多數黨の威力で、現在は民自黨の意向が確實に通る。他黨は部分的な修正意見等で、客觀的な公正さを以て、民自黨委員を動かし得た場合にのみ、その意見が反映される但し占領下の現在に於ては、更にG.H.Q.の最高方針が此の上にある事を知らねばならぬ。従つて、原案の提出にG.H.Q.のアプローチが必要であるばかりでなく、これを修正した場合には、更にもう一度アプローチを取る必要がある。さて、議案が委員會を通れば、本會議に於て委員長の報告が行われる。これに對して、再び討論を許されるが、時間を節約する意味で、大抵少數黨の反對意見を述べる機會のみが與えられる。そして、直ちに採決に入り、起立多數を以て、委員長報告通り可決されるのが定石である（常任委員會の多數黨は本會議の多數黨なのだから……）。

以上によつて明らかなように現在は本會議は形式的であつて、審議の實體は夫々の常任委員會に在ると言える此方式は各委員が専門的な研究をして、法案を慎重に審議するには適しているが、一方、議員が國政全般の智識を養うには稍々缺ける点がある。その意味で少くとも提案理由の説明までは本會議ですべきだという説もある。

各政黨の政務調査會と常任委員會との關係はどうなるか——多數黨の政務調査會で決定した政策は、委員長を通じて夫々の常任委員會に反映させることは容易である。重要法案に對する賛成、反對又は修正等の態度決定も各黨の政務調査會で行われるのであらう。しかし、少數黨の意見が通らないのは前記の通りで、従つて審議未了に終らせるための引延し作戦、其の他正攻法でない方法もやむを得ず採られる結果となる。當然のことながら國會に於ては、何と言つても、先ず數を獲得する事が、政策を實現する前提條件である。

第5國會の成果

第5回國會は總選舉後始めて召集された特別國會で、本年2月11日から去る5月末日まで長期に亘つて開催され

た。その成果のうち、建設關係のものを拾つて見よう。最初「住宅金融庫法案」や「庶民住宅臨時措置法」等が提出される筈であつたので、自分の擔當して活動すべき問題も多いこととハリ切つて居たが、前者はドッジ・ラインによる豫算措置で潰され、後者は都市計画法との調整が未だ十分でなく、且庶民住宅の計画そのものも豫算の關係で半減されたため、遂に提出されずに了つた。建設委員會で取扱つた法案は建設業法案、水防法案、屋外廣告物法案、測量法案、特別都市計画法の一部を改正する法案等で、夫々略々原案通りに可決された。建設省設置法の一部を改正する法律案や特別調達法案等は内閣委員會の所管で審議されたが、建設委員會からも、意見の申入をして、一部修正も行われた。前者に關しては、かねての懸案であつた綜合建設省實現に關する論議が盛であつたが、結局各省との折合が時間的に間に合わず、遂に行政制度審議會へ持越される結果となつた。若し、此の審議會で、その妥當性が認められれば、次期國會に於て、再び法の改正が行われることになる。

建設業法は既に公布されたので、皆様御承知のことと思うが、業者の登録を行い、且建設業審議會を設けて、その健全な發達を圖らうという趣旨である。實際に、法の趣旨が聲成されるかどうかは、今後の運営に懸つていえる。

今期の終りに近く、5月20日に各黨共同提案による「住宅等建設促進に關する決議案」が上提され、民自黨の鈴木仙八氏（現、建設政務次官）の趣旨辯明があつて、異議なく可決された。これは、別項の如く盛澤山の内容を持つものであるが、統制緩和に對する民自黨の意向が強く反映されている。

尙、閉會中にも審議を繼續するため、11名の委員より成る。「住宅復興対策小委員會」が設けられた。目下活動を準備中であるが、資金問題の解決に主力が注がれる筈である。

請願は總數225件が建設委員會に付託されたが、1件を除く外、全部採決されて、これを内閣に送つた。その内譯は、河川關係122、道路關係71、都市關係12、建築關係9となつており、土木方面が壓倒的に多い。

先生のことなど

國會の中では議員を「先生」と呼ぶ慣わしであるらしい。年下の議員もあるので始めは妙な氣もしたが、大勢に順應しているうちに、大分スムーズに呼べるようになった。「先生と呼ばれる程の…」という川柳もあるので自ら慰めているが、然し、國會の中では、何と言つても先生にならねばうそである。議員と職員とでは白堊の殿堂への出入口も違えば、食堂も違ふ。緋のカーベット

を数きつめた廊下を歩くことくらいが、僅かに許された等しい権利である。自分の柄ではないが、早く建築技術界からも先生を送つて、関係法案の審議に専門的立場から、堂々の陣を張つて貰いたいものと期待している。

議員は大体に於て誠に人ざわりがよい。さすがに全国民の興望を擔つて選出されて來た人々だけあつて、夫々に何かよい特質を持つてゐる様な気がする。特に人情の機微に通じていて、所謂勿体ぶらない点は官僚の大いに學ぶべき点だと思われる。但し委員會の席上等に於ては大臣や局長を散々にやつつける事もあるが、それが個人的なものに亘らない限り、決して嫌味なものではない。

職員の方は古い人が多いせいか、儀式ばつた点や階級的な所など割合に封建的な感じが残つてゐる。職員組合等も、參議院はともかく、衆議院の方は余り活潑に動いていないようである。もつとも専門員室の者は一應除外されているので、詳しいことは分らない。専門員室内部は一黨一派の感じで、未だしつくりした纏りができてゐない。これは職務の性質によるものだらうが、今後は自分達の力で、ぼつぼつとでも、近代的に組織化された働きよい職場として行かねばならないものと考えてゐる。

住宅等建設促進に關する決議

終戦以來4年に垂々とする今日、住宅不足は依然として深刻であり、建築復興は前途なお遠いものがある。

しかるに、住宅の建築に關しては、資金その他の障害があり、又一般に建築に關しては現行制限が余りにも嚴重であつて、これらのことが住宅の復興を阻害しつゝあると認められるから、これらの障害を除去し、制限を緩和することは國民の切實なる要望である。

よつて本院は政府に對し速かに次のように措置するよう要請する。

- 1、住宅資金に關し特別の措置を講ずること。特に、貸家並びに罹災復興住宅に對しては建築の妨げとなる租税を減免すること。
- 1、住宅に關する15坪の建築制限を緩和し、一定規模以上の小住宅については許可制を撤廢する事。(註)
- 1、戦災都市で區劃整理の換地が決定した區域については、特に建築制限を緩和すること。
- 1、消防法による建築物の防火に關する制限と市街地建築物法の制限とは重複するから、これを統一する等適當な措置を講ずること。
- 1、公營による耐震耐火の文化的集團住宅を建設すること。

右決議する。

(註) 此のことは臨建規則の改正により7月1日から實施に移されることになつた。

(筆者・衆議院建設委員専門員)

臨時建築制限規則の改正について

小 寺 保

六月十一日付の經濟安定本部訓令第二十五號の主旨に従ひ、臨時建築制限規則が六月三十日に全面的に改正され、七月一日から施行になつた。

今回の改正は資材の需給狀況が稍緩和しつゝある現状に鑑みて主として住宅建築を容易にすることを狙つたもので、元來指定生産資材を確保し之を最も緊要な用途に充當する爲の臨時物資需給調整法に基くものであるから、不要不急の建築若しくは用途變更についての禁止又は制限は畧々従前通りであつて改正規則の要点は次の通りである。

一、届出のもの

(イ) 住宅の制限が緩和されて、一戸當りの延坪數が30坪迄は建てられることになり、その手續も從來の許可制が外されて、資材の割當申請を兼ねた届書によつて豫め知事に届出ることになつた。但しこの緩和の取扱いは、増築の場合には既存部分の床面積を加えて30坪以下、改築の場合には既存部分の床面積に關係なく改築面積が30坪以下の場合に限られる。

(ロ) 生産施設や公共用建物の維持管理の爲必要な僅かの築造を容易にする意味で工場、學校、病院及び公共團體の施設等においては、同一四半期内に築造する建築物の床面積の總計が30坪以下のもの、又は使用資材が一定數量の範圍を超えないものはやはり豫め知事に届出ることになつた。但しこの場合注意を要することは築造に要する資材の割當申請手續である。即ち住宅の場合と異り、届出る前にそれぞれの用途の主務官廳(例えば肥料工場ならば農林省、機械工場ならば通産省)に對して指定生産資材割當規則による手續をして、資材の割當を受けておかなければならない。

(ハ) 水力發電所、工事現場における工事中假設建築物及び九十日以内の存續期限で丸太天幕又はよしずの類を使用して假設する建築物は、坪

數に關係なく届出ることになった。

(ニ) 料亭、カフェー、劇場等の禁止建物以外の建築物の移轉、補修又は建築物に附帶する設備の築造も届出制になった。

二、原則禁止のもの

料亭、カフェー、ダンスホール及び映画館等の不用不急の建築物の築造、移轉、補修又は用途變更の制限は從來と殆ど變りなく原則禁止であるが、前述の遊興娛樂關係の建物以外に今回新たに制限の強化されたものには操業度の低い工場、事業場の築造がある。即ち建設省告示第六百五十六號の建物に就ては、建設省告示第六百五十七號に定められた特別の場合を除いては築造禁止になった。但し前述一、(ロ)の30坪以下の届出の場合、及び届出を要しない微量資材による移轉、補修及び附帶設備の築造の場合等はこの制限から除かれてゐる。

三、大臣許可のもの

原則禁止建物以外に、建物の用途や施設の種類又は建物規模や所要資材量より大臣許可を要するものは、大体従前と余り變りはないが今回次のように定められた。

(イ) 比較的緊要度の低い建物即ち集會場、觀覽場、舞踏教習所、料亭、カフェー等を除いた輕飲食店、喫茶店及び旅館等の築造で延坪30坪以上、又は使用資材が一定數量の範圍を超えたもの但し坪數の計算は増築の場合既存部分を含める。尚、觀覽場(野球場のようなもの)や競馬場等の用途が新たにうたわれて劇場等の禁止建物と別な取扱いとなつた。

(ロ) 公、私立の大學及びこれに附屬する施設や、都道府縣に屬する廳舎の類並に醫藥品用具の製造、調劑、販賣のための施設で、延坪30坪を超えるもの。

(ハ) 坪數に關係なく外貨を以て購入する資材を使用するもの

(ニ) 延坪100坪を超えるもの又は所要資材が一定數量の範圍を超えるもの、但し幼稚園、小學校、中學校又は高等學校等は知事の許可である。

(ホ) 坪數に關係なく登録貿易業者が築造する建築物

四、知事許可のもの

知事に届出を要するもの及び建設大臣の許可を要するもの以外の建築物の築造は全部知事の許可を受けなければならない。但し微量資材や指定生産資材以外の資材で建築物を移轉し、補修し、又は建築物に附帶する設備を築造しようとするときは許可も届出も要しない。又災害救助法による場合や建設大臣が指定したものについても亦同様である。

既存の建築物を比較的緊要度の低い建物即ち集會場、旅館、料亭、カフェー等を除いた輕飲食店及び喫茶店等の用途に供する場合、又は昭和二十三年七月一日以後において新築竣功した住宅を住宅以外の用途にかえる時、並びに昭和二十二年二月九日以後に新築竣功した住宅を模様替して一戸の延坪30坪以上にしようとする時は知事の許可を受けなければならない。尙知事が許可する時は建設大臣の定める基準によらなければならないが、前記基準により難い事項又は定めのない事項については建設大臣の承認を得て別に基準を定める事が出来る様になった。

五、その他の諸点

(イ) 前述四、但書の許可も届出も要しない住宅等の建築物並に門、塀、物干等この規則から除外された工作物の資材申請は届出の様式を用いて知事に提出すればよいことになった。

(ロ) 着工、竣功の届は従前築造主と工事施工者との連帶責任であつたが施工者側の義務となり建築物の竣功票の揭示は築造主の義務となつた

(ハ) 改正前の規則では、築造に移轉、修繕並びに變更も含められたが今回移轉、補修は築造と別に定義された。

以上許可を要する建築物は、許可を受けた後でなければ着工出来ないことは言を要しないが、届出のものであつても知事の承認があつたときか、その他特別の場合の他は届書受理の日から十日間を経過しなければ工事に着手してはならないことになつてゐる。又届書が受理された場合でも、知事は資材の取得等について不正があると認めたときは工事の着手延期を命ずることが出来る。尙市街地建築物法、同關係法令又はバラツク令に基いて許、認可の併願をするときはその許、認可を受けた後でなければ着工出来ない事は當然である。

建設省令第九號

臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第三十二號）に基き、臨時建築制限規則（昭和二十三年建設省令第二號）の全部を改正する省令を次のように制定する。

昭和二十四年六月三十日

建設大臣 益 谷 秀 次

臨時建築制限規則

（用語）

- 第一條 この省令における用語は左の例による
- 一、建築物とは、土地に定着し屋根及び柱又は壁体を有する工作物、廣告、展覽、觀覽等のための工作物及び地下又は高架工作物内に設ける事務所、店舗、倉庫の類をいう。
 - 二、建築物に附帶する設備とは、建築物に附帶する電氣、ガス、給水、排水、換氣、暖房、給湯、浴槽、水洗便所、淨化槽、調理及び昇降の設備をいう。
 - 三、築造とは、建築物の新築、増築若しくは改築（災害等によつて使用し得ない程度に破損した建築物の修理を含む）又は建築物に附帶する設備の新設増設若しくは改造をいう。
 - 四、移轉とは、建築物を解体することなく、曳移轉することをいう。
 - 五、補修とは、建築物を修理し又は模様替をすることをいう。
 - 六、指定資材とは、指定生産資材割當規則（昭和二十三年總理廳令、法務廳令、大藏省令、厚生省令、文部省令、商工省令、農林省令、運輸省令、逓信省令、労働省令第一號）第一條により指定された指定生産資材をいう。

（料亭等の築造等の制限）

- 第二條 左に掲げる用途に供する建築物を築造し、移轉し、若しくは補修し又は既存の建築物を新たに左に掲げる用途に供してはならない。但し、法令に基く行政廳の處分若しくはこれに準するやむを得ない事由のある場合、災害により滅失し若しくはき損した場合又は左に掲げる用途に供する建築物が著しく不足する區域にお

いて、指定資材を使用しないか若しくはその使用量が少量の場合において、建設大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

イ、料亭、待合、貸席

ロ、特殊飲食店、カフェー

ハ、舞踏場（舞踏教習所を除く。）キャバレー

ニ、劇場、映画館、寄席

（操業度の低い工場、事業場の築造の制限）

- 第三條 工場又は事業場の屬する業種の平均操業度が著しく低い場合、これ以上の建築が生産費の増加又は資材の浪費をきたすものについて、經濟安定本部總裁の定めるところにより、建設大臣が指定する業種に屬する工場又は事業場は、第八條又は第十條の規定に該當する場合を除き、これを築造してはならない。但し、工場若しくは事業場が災害によつて滅失し若しくはき損した場合又は經濟安定本部總裁の定める方策に基いて建設大臣が定める場合において建設大臣の許可を受けた場合はこの限りでない。

（建設大臣の許可を要する建築物）

- 第四條 左の各號に掲げる建築物を築造しようとする者は、建設大臣の許可を受けなければならない。但し、經濟安定本部總裁が認證した公共事業に係るもの及び建設大臣が經濟安定本部總裁の承認を受けて都道府縣知事に指示したもののについては、この限りでない。

一、左に掲げる用途に供するもので、床面積（増築の場合は既存部分の床面積を加算する。）が百平方メートルを超えるもの又は使用する資材が木材百二十石（素材）、セメント二吨、壓延鋼材三百匁若しくは板硝子三百平方尺のうちいづれかの一を超えるもの。

イ、集會場、觀覽場、展覽場の類

ロ、競馬場、競輪場の類

ハ、舞踏教習所

ニ、遊技場

ホ、マーケット

ヘ、輕飲食店、（料亭、待合、貸席、特殊飲食店、カフェー及びキャバレーを除く。）

ト、喫茶店

チ、旅館

リ、下宿屋

ヌ、宿泊所

二、左に掲げる用途に供するもので床面積百平

方メートルを超えるもの。

イ、公立及び私立の大學（學校教育法（昭和二十三年法律第二十一號）第九十八條第一項の規定による大學、大學豫科、高等學校專門學校及び教員養成諸學校を含む。）及びこれらに附屬する施設並びに國費の支辨によらないで築造する文部省所轄の國立學校その他の施設。

ロ、都道府縣に屬する廳舎、事務所の類

ハ、藥事法（昭和二十三年法律第百九十七號）に基く醫藥品又は用具の製造、調劑又は販賣のための施設

三、主務大臣が定める手續により外貨をもつて購入する資材を使用するもの。

四、床面積三百三十平方メートルを超えるもの又は使用する資材が木材四百石（素材）、セメント七瓩、壓延鋼材一瓩若しくは板硝子千平方尺のうちいづれかの一を超えるもの（學校教育法による小學校、中學校、高等學校、盲學校、聾學校、養護學校及び幼稚園並びに第八條第一項第三號、第四號及び第五號に掲げるものを除く。）

五、建設大臣の指定するもの

（登録貿易業者が築造する建築物）

第五條 登録貿易業者は、建築物を築造しようとするときは、建設大臣の許可を受けなければならない。

2、登録貿易業者は、主務大臣が定める手續により、外貨をもつて購入する資材を使用する場合を除き、床面積百七十平方メートルを超える木造の住宅を築造してはならない。

（都道府縣知事の許可を要する建築物）

第六條 第二條但書、第三條但書、第四條、第五條第一項、第八條若しくは第十條の規定に該當する場合又は建設大臣の指定する場合を除き建築物を築造しようとする者は、建築物の所在地を管轄する都道府縣知事（以下「知事」という。）の許可を受けなければならない。

2、既存の建築物を第四條第一號に掲げる用途に供しようとする者又は昭和二十三年七月一日以後において新築により竣功した住宅を住宅以外の用途に供しようとする者は、知事の

許可を受けなければならない。

3、昭和二十二年二月九日以後に竣功した住宅を、模様替等により一戸の床面積百平方メートルを超える住宅にしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

（知事がする許可の規準等）

第七條 知事は、この省令による許可をするときは、建設大臣の定める規準によらなければならない。

2、知事は、特別の事由により前項の規準により難い事項又は前項の規準に定めのない事項については、建設大臣の承認を得て別に規準を定めることができる。

（届出を要する建築物等）

第八條 左に掲げる建築物を築造しようとする者は、あらかじめ知事に届出なければならない。

一、一戸の床面積（増築の場合は既存部分の床面積を加算する。）が百平方メートル以下の住宅

二、左に掲げる用途に供する建築物で同一四半期において築造する建築物（第二條及び第四條第一號に掲げるものを除く。）の床面積の總計が百平方メートル以下のもの又は築造する建築物に使用する資材が、木材百二十石（素材）、セメント二瓩、壓延鋼材三百瓩若しくは板硝子三百平方尺のうちいずれかの一を超えないもの。

イ、工場、事業場

ロ、學校教育法による學校

ハ、病院、診療所

ニ、設立について行政廳の許可又は認可を要する法人の施設

ホ、公共団体の施設

三、水力發電所

四、工事現場における工事に用假設建築物

五、九十日以内の存続期間で丸太、天幕又はよしすの類を使用して假設する建築物

六、建設大臣の指定するもの

2、建築物（第二條に掲げる用途のものを除く。）を移轉し若しくは補修し又は建築物に附帶する設備を築造しようとする者は、あらかじめ知事に届出なければならない。

(届出の場合の着工の時期の制限)

第九條 前條の規定により届出をした者は、知事(知事が届出の經由機關を定めた場合においては第一次經由機關)が當該届書を受理した日の翌日から起算して十日間を経過した後でなければその工事に着手してはならない。但し、知事の承認があつた場合又は災害のあつた区域において、地方公共団体若しくは罹災のあつた日の翌日から起算して六十日以内に建築物を築造し、移轉し若しくは補修し又は建築物に附帶する設備を築造しようとする場合は、この限りでない。

2、知事は、前條の規定により届書を受理した場合において、建築物に使用する資材の取得について、不正があると認められるときその他特別の事由があるときは、その理由及び延期すべき期間を示して、當該建築物又は建築物に附帶する設備の工事の着手の延期を命ずることができる。

(許可又は届出を要しない場合)

第十條 建築物を移轉し若しくは補修し又は建築物に附帶する設備を築造しようとする者は、左の各號に該當する場合には、許可を受け又は届出することを要しない。

一、左の指定資材を使用する場合

五石(素材)以下の木材

五十疋以下のセメント

二疋以下の釘

六平方尺以下の板硝子

五メートル以下のコード

二、指定資材以外の資材を使用する場合

2、建築物又は建築物に附帶する設備を築造し移轉し又は補修しようとする者は、左の各號に該當する場合には、許可を受け又は届出することを要しない。

一、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八號)に基き、都道府縣知事又は市町村長(特別區長を含む。)が救助のためにする場合

二、建設大臣の指定する場合

(申請書、届書等の提出)

第十一條 この省令により許可を受けようとする

者は、別記様式一による許可申請書正副二通を又は届出をしようとする者は、別記様式二による届書を、建設大臣又は知事に提出しなければならない。

2、前項の許可又は届出と同時に、指定資材(指定生産資材割當規則第一條附表第二の建設省以外の主務官廳に係るものを除く。)の割當を受けようとする者は、指定生産資材割當規則第三條による申請に代え、前項の申請書又は届書に所要の事項を記載するものとする。

3、建設大臣又は知事は、第一項の申請書又は届書の提出があつた場合において、必要あるときは、所要の書類の提出を命ずることができる。

4、この省令により建設大臣に提出する申請書は、第四條第三號及び第五條第一項に規定するものに關するものを除くの外、知事を經由しなければならない。

(届出済證の交付)

第十二條 知事は、前條第一項の規定による届書を受理したときは、遅滞なく別記様式三による届出済證を築造主に交付しなければならない。

(指定資材の割當)

第十三條 第十一條第一項の申請書又は届書の提出があつた場合において、建設大臣又は知事は指定資材の割當申請に基き、その指定資材の割當を決定したときは、申請者に對し指定生産資材割當規則による需要者割當證明書(以下「割當證明書」という)を交付する。

(許可又は届出を要しない建築物等に對する資材の割當)

第十四條 この省令により許可又は届出を要しない建築物若しくは建築物に附帶する設備又は門、へい、物干その他の工作物を築造し移轉し又は補修しようとする者は、指定資材(指定生産資材割當規則第一條附表第二の建設省以外の主務官廳に係るものを除く。)の割當を受けようとするときは指定生産資材割當規則第三條の申請に代え、別記様式二の届書に所要の事項を記載して、これを知事に提出するものとする。

2、知事は、前項の申請書の提出があつた場合
その指定資材の割當を決定したときは、申請
者に對し、割當證明書を交付する。

(資材の割當計畫)

第十五條 建設大臣又は知事は、指定資材の割當
の計畫をたてるときは、指定生産資材割當規則
第一條の附表第二の主務官廳の意見を徴するも
のとする。

(許可の處分の期間)

第十六條 建設大臣又は知事が、第十一條第一項
の申請書を受理したときは、知事（知事が申請
書の經由機關を定めた場合においては第一次經
由機關）が當該申請書を受理した日の翌日から
起算し、建設大臣においては六十日以内に、知
事においては三十日以内に、許可を決定し申請
者に通知を發するものとする。

2、建設大臣又は知事が當該申請について、申
請者に對し、文書により、前項に規定する期
間内に、理由を示して、許可の處分をすること
ができない旨の通知又は照會を發した場合
（あらためて通知又は照會を發した場合を含
む。）においては、前項の期間の起算日は、
その通知を發し、又はその照會に對する回答
を受けた日の翌日とする。

3、建設大臣は、通信、交通機關等の状況によ
り、必要があると認めるときは、第一項の期
間に關し、別段の定めをなすことができる。

(標札の掲示等)

第十七條 築造主及び施工者は、工事現場の見易
い所に、連名で、別記様式四による築造許可済
又は別記様式五による築造届済の標札を掲げ、
且築造主は、當該現場に許可證若しくは届書又
はその寫のいづれかを備えて置かなければなら
ない。

(無許可、無届建築物の施工禁止)

第十八條 何人も、築造の許可又は届出を必要と
する建築物及び建築物の附帶設備で築造の許可
を受けず若しくは届出をしない場合又は第九條
第二項の規定により工事の着手の延期を命ぜら

れた場合には、その工事を施工してはならない
(着工、竣功、工事取止届及び建築物竣功
票)

第十九條 工事施工者は、工事に着手したときは
別記様式六による届書を又は工事を竣功したと
き若しくはその工事を取りやめたときは、別記
様式七による届書を遅滞なく知事に提出しなけ
ればならない。但し、第十條第一項及び同條第
二項第一號に該當する場合はこの限りでない。
2、築造主は、別記様式八による建築物竣功票
を築造した建築物の見易い處に掲げて置かな
なければならない。

(許可の失効)

第二十條 築造又は用途變更の許可は、許可のあ
つた日から三ヶ月以内に、工事に着手しない場
合又は許可された用途に使用しない場合には、
その効力を失う。

(指定資材の使用及び處分)

第二十一條 第十三條又は第十四條の規定により
割當を受けた指定資材は、第十一條第一項の申
請書若しくは届書又は第十四條第一項の申請書
に記載した工事以外に使用し又は處分してはな
らない。但し、建設大臣が割當證明書を交付し
た場合には建設大臣の、知事が割當證明書を交
付した場合には知事の指示があつた場合又は建
設大臣若しくは知事の承認を受けた場合は、こ
の限りでない。

(未使用の割當證明書及指定資材の處分)

第二十二條 指定資材の割當を受けた者は、左の
各號の一に該當する場合においては、まだ使用
してゐない割當證明書があるときは、これを建
設大臣が交付した割當證明書にあつては建設大
臣に、知事が交付した割當證明書にあつては知
事に返還しなければならない。又割當を受けた
指定資材でまだ使用してゐないものがあるとき
は、その處分につき前段の區別により建設大臣
又は知事の指示を受けなければならない。

- 一、工事が竣功したとき。
- 二、工事を取り止めたとき。

三、築造の許可を取り消されたとき。

四、第二十條の規定により築造の許可が失効したとき。

2、建設大臣又は知事は、正當の理由がなくして工事の竣功が、その豫定期日より著るしく遅れている場合には、指定資材の割當を受けた者に對し、その割當を受けた資材でまだ使用してゐないものの處分につき、必要な指示をなすことができる。

（報告、臨檢及び検査）

第二十三條 建設大臣又は知事は、左に掲げる事項につき築造主、建築物の用途を變更した者又は工事施工者から報告を取ることが出来る。この場合において、報告がなされず又は報告が虚偽と認められるときは、建設大臣又は知事は、當該官吏又は吏員に建築物及び建築物に附帶する設備に臨檢し、必要な物件を検査させることが出来る。

一、指定資材の使用

二、工事の施工

三、建築物及び建築物に附帶する設備の狀況

2、前項の規定により當該官吏又は吏員が臨檢する場合には、建設大臣又は知事が發行したその身分を示す證票を携帯し、且つ關係者の求めに應じてこれを示さなければならない。

（違反建築物等に對する處分）

第二十四條 建設大臣又は知事は、この省令又はこの省令に基いてなす處分に違反して建築物若しくは建築物に附帶する設備を築造し、移轉し若しくは補修し又は建築物の用途を變更した者に對し、當該建築物若しくは建築物に附帶する設備につき、改築、用途の變更、工事の中止その他必要な措置を命じ又はその使用を制限若しくは禁示することができる。

（權限の委任）

第二十五條 知事は、建設大臣の指示があるときは、第十三條及び前二條の規定による建設大臣の權限の一部を行使することができる。

2、前項の指示は建設大臣が告示を以てこれを公示する。

（不服の申立）

第二十六條 この省令により許可を申請し又は届出をした者は、建設大臣又は知事の處分に對して不服のあるときは、書面をもつてその理由を明らかにして、經濟安定本部總裁に之を申出ることができる。この場合において、建設大臣の處分に對して不服のあるものは建設大臣に、知事の處分に對して不服のあるものは建設大臣及び知事にその書面の寫を送付しなければならない。

（知事がなすべき報告）

第二十七條 知事は、左に掲げるものについて、建設大臣の定める様式により毎月報告書を作り、翌月十五日までに、建設大臣に報告しなければならない。

一、知事がなした築造の許可及受理した届

二、第十三條若しくは第十四條の規定により知事が割當證明書を交付して割當をした指定資材の數量

三、第十九條の規定による着工届、竣功届及び工事取止届

四、第二十條の規定による築造許可の失効

五、第二十一條但書により指示若しくは承認した場合又は第二十二條の規定により割當證明書が返還された場合若しくは知事が指示した場合における指定資材の數量

六、建設大臣が指定するもの

附 則

1、この省令は、昭和二十四年七月一日から施行する。

2、改正前の臨時建築制限規則施行前になされた行為に對する罰則の適用及び臨時建築等制限規則(昭和二十二年閣令第六號)第十九條の規定による處分については、臨時建築等制限規則は、なお、その効力を有する。

3、昭和二十四年六月三十日以前に改正以前の臨時建築制限規則に基いて提出された申請書及び同日以前にした行為(前項にかかるものを除く。)については、なお従前の例による。

臨時建築制限規則による許可（及び資材割當）申請書

1. イ 申請者の住所氏名又は名称		収入印紙貼附欄 資材割當を申請する場合はこの欄に50圓の収入印紙をはること		建設省受付		官公廳記載欄 (該當個所に○印を附す)	
ロ 工事施工者又はその代理人の住所氏名						築造場所	
2. 建築物の敷地の地名番號		産業部門別分類 (中分類)		都道府県 受 付		郡 部	
3. 建築物等の主要用途及び利用目的 (例えば住宅なら〇〇工場勤務者住宅のように記載すること)						市 部 戦災都市 非戦災都市	
4. この申請を必要とする詳細な理由						建物用途別	
5. 工事種別 (該當文字を○で囲むこと)		新築 増築 改築 移轉 補修 用途變更 新設 増設 改造		市區役所地方 事務所受付		専用住宅 農 漁 家 共同住宅 寄 宿 舎 合 宿 所 店舗併用住宅 作業場併用住宅 その他併用住宅 公共用建物 商業用建物 工業用建物 特殊用途建物 その他	
6. 建築物の内容	イ 棟数	戸 数	建築面積	床面積	工事費 豫算額	用途變更の場合は 従前の用途	
	申請部分	(共同住宅については戸数)	平方米	平方米	千圓		
ロ 申請以外の部分	棟数	戸 数	建築面積	床面積	ハ イロの合計	建築面積	床面積
			平方米	平方米		平方米	平方米
7. 申請部分の内容	建築物	用途別	工事種別	階数	建築面積 平方米	床面積 平方米	構造内 容
	附帯設備	設備名	工事種別	型 式	数 量	能力容量等	構造その他の事項
8. 建築物等に使用する資材							
資 材 名	単位	使用數量	使用數量内譯 手持數量 割當申請數量		査定割當 (官公廳記載欄) 査定數量 今期割當數量 後期割當數量		
建 築 用	1 木材(素材) 2 釘 3 セメント 4 板 硝 子 5 6 7	石 珪 ノ 平方尺					
設 備 用							
9. 許可の日より竣工までの期間							
ヶ月							
10. この申請に係る建築物に關し臨時建築等制限規則又は臨時建築制限規則により許可を受け又は届出したことがある場合は許可を受け又は届出した事項							
11. 上記の通り臨時建築制限規則による許可(及び資材割當)を申請します。 この申請に記載の事項は事實に相違ありません。							
昭和 年 月 日				申請者の氏名又は名称印 工事施工者又はその代理人の氏名印			
建設大臣殿 知事殿							

官 公 廳 證 明 欄	許 可		こ の 申 請 を 許 可 す る 用 途 () 工 事 種 別 () 床 面 積 (平方米)		
	昭 和 年 月 日	第 號			
			建 設 大 臣 都 道 府 縣 知 事 (責任官公吏職氏名印)		

様式二 臨時建築制限規則による届書(及び資材割當申請書)

1. イ 届出申請者の住所氏名又は名称 □ 工事施工者又はその代理人住所氏名		収入印紙添附欄 資材割當を申請する場合はこの欄に50圓の収入印紙をはること	都 道 府 縣 付 受	官公廳記載欄 (該當個所に○印を附す)							
2. 建築物等の敷地の地名番號					築 造 場 所 郡 部						
3. 建築物等の主要用途及び利用目的 (例えば住宅なら〇〇工場勞務者) (住宅のように記載すること)			市役所地方 事務所受付	市 戦災都市 部 非戦災都市							
4. 工事種別 新築 増築 改築 移轉 補修 (該當文字を○で囲むこと) 新設 増設 改造				町 村 役 場 付 受	建 物 用 途 別 専 用 住 宅 農 漁 家 共 同 住 宅 寄宿舎、合宿所 店舗併用住宅 作業場併用住宅 その他併用住宅 公 共 用 建 物 工 業 用 建 物 特殊用途建物 そ の 他						
5. 建築物の内容 イ 建 築 物											
届 出 部 分	用 途 別	工 事 種 別	棟 数		戸 数	(共同住 宅につい ては戸数)	階 数	建 築 面 積	床 面 積	構 造 内 容 基礎 柱 外壁 床 屋根	
	計							平 方 米	平 方 米		
届外分 出の 以部									摘		
合計							平 方 米	平 方 米	要		
5. ロ 附 帶 設 備											
設 備 名		工 事 種 別	型 式	數 量	能 力 容 量 等	構 造 其 他 の 事 項					
6. 建築物等に使用する資材											
資 材 名	單 位	使 用 數 量	使 用 數 量 内 譯		査定割當 (官公廳記載欄)						
			手 持 數 量	割 當 申 請 數 量							
建 築 用	1 木材(素材)	石 厩 〃 平方尺									
	2 釘										
	3 セメント										
	4 板 硝 子										
	5										
	6										
	7										
設 備 用											
上記の通り届(及び資材割當申請)を致します。この届の記載事項は事實に相違ありません。											
昭和 年 月 日			届 出 (申請) 者 氏 名 又 は 名 稱 印 工 事 施 工 者 又 は そ の 代 理 人 の 氏 名 印								
知 事 殿											

様式 四

(縦30厘以上横25厘以上の木板を使用すること)

建築物等築造許可済	
一、許可番 號	第 年 月 日 號
一、許可日 附	
一、用 途	平方 米
一、工事種別及び床面積	
一、築 造 主 (住所氏名又は名稱及び代表者氏名)	
一、施 工 者 (" ")	
一、許可官公廳及び責任官公吏	官公廳 氏 名

様式 三

6Cm

用 途	第 年 月 日 號
工事種別	臨時建築制限規則による
床面積	平方 米
	都 道 府 縣

様式 八

5Cm

建築物等築造届出済	
一、受理番 號	第 年 月 日 號
一、受理日 附	
一、用 途	平方 米
一、工事種別及び床面積	
一、築 造 主 (住所氏名又は名稱及び代表者氏名)	
一、施 工 者 (" ")	
一、官公廳及び責任官公吏	官公廳 氏 名

様式 五

(縦30厘以上、横25厘以上の木板を使用すること)

建築物等築造届出済	
一、受理番 號	第 年 月 日 號
一、受理日 附	
一、用 途	平方 米
一、工事種別及び床面積	
一、築 造 主 (住所氏名又は名稱及び代表者氏名)	
一、施 工 者 (" ")	
一、官公廳及び責任官公吏	官公廳 氏 名

様式 六

工 事 着 工 届

1. 築造 許可 日附 届出 番號	年 第 月 日 號	官 公 廳 欄	受 付 第 年 月 日 號	工事に着工したとき は直にこの届書を 築造許可(届書) 申請したときと同 じ機関を経由して 都道府県知事宛に 提出すること	官公廳記載 (該當個所に○ 印を附す)
2. 着工期日	年 月 日				築 造 場 所
3. 築造許可を受けた者の住所及び氏名又は名称 (築造届をした者)					郡 部
4. 築造場所					市 戦災都市 部 非戦災都市
5. 申請又は届出内容	棟 数 竣工豫定期日	戸数(共同住宅においては戸数)	年 月 日		建 物 用 途 別
	新 築 増 築 改 築 移 轉				専 用 住 宅
建築面積	平方米	"	"	"	農 漁 家
床面積	平方米	"	"	"	共 同 住 宅
					寄宿舎、合宿所
					店舗併用住宅
					作業場併用住宅
					その他併用住宅
					公 共 用 建 物
					商 業 用 建 物
					工 業 用 建 物
					特殊用途建物
					そ の 他

上記の通り工事に着工したから届ける。

年 月 日 工事施工者又は代理人の住所氏名印

知 事 殿

註 5 の記載内容が許可申請書又は届書と相違ないときはその記載を省略することができる。

様式 七

工 事 竣 功 (取 止) 届

1. 築造 許可 日附 届出 番號	年 第 月 日 號	官 公 廳 欄	受 付 第 年 月 日 號	工事を完了したとき又 は取止めたときは直 ちにこの届書を都道府 県知事宛提出すること 割當證明書で未使用 のものは下欄に記入し てこの届と同時に返還 すること又餘つた資材 も下欄に記入してその 處分方法につき指示 を受けること	官公廳記載 (該當個所に○ 印を付す)
2. 竣工(取止) 期日	年 月 日				築 造 場 所
3. 築造許可を受けた者の住所及び氏名又は名称印					郡 部
4. 製造場所					市 戦災都市 部 非戦災都市
5. 申請又は届出内容	棟数	戸数(共同住宅にお いては戸数)	割 當 資 材 残 量		建 物 用 途 別
	工事費		資材名 品 種 割當切 符残量 資材残量		専 用 住 宅
	新築 増築 改築 移轉 補修				農 漁 家
建築面積	平方米	"	"	"	共 同 住 宅
床面積	平方米	"	"	"	寄宿舎、合宿所
					店舗併用住宅
					作業場併用住宅
					その他併用住宅
					公 共 用 建 物
					商 業 用 建 物
					工 業 用 建 物
					特殊用途建物
					そ の 他

上記の通り工事竣工(取り止め)したから届ける。

年 月 日 工事施工者又は代理人の住所氏名印

知 事 殿

註 5 の記載内容が許可申請書又は届書と相違ないときはその記載を省略することができる。

建設省告示第654號

臨時建築制限規則(昭和二十三年建設省令第二號)第十條第二項第二號の規定により、建築物又は建築物に附帶する設備を築造し、移轉し若しくは補修しようとする者が、許可を受け又は届出することを要しない場合を次のように指定する。

昭和二十四年七月一日

建設大臣 益 谷 秀 次

- 一、外線からメーターまでの電気配線工事をしようとする場合。
- 二、ガスメーターの新設又は取替のため工事をしようとする場合。
- 三、延長五メートル以内の鐵管を使用してガスパ管を補修しようとする場合。
- 四、延長五メートル以内の鐵管を使用して水道管を補修しようとする場合。
- 五、本管から止水栓までの給水管工事をしようとする場合。
- 六、「私鐵」関係で左に掲げる建築物若しくは建築物に附帶する設備を築造し、移轉し、又は補修しようとする場合。
 1. 線路附帶設備のうち落石防止、なだれ止、雪おおい、轉てつ小屋、て子集中装置扱所
 2. こ線橋及びホツパービン
 3. 前各號に附帶する建築物
- 七、板硝子のみを用いて建築物及び建築物の附帶設備を補修しようとする場合。
- 八、炭鑛又は鑛山(製鍊所を含む。)における建築物に附帶する設備を補修し又は左に掲げる建築物若しくは建築物に附帶する設備を築造し若しくは移轉しようとする場合。
 1. 鑛内施設
 2. 現場見張所等作業の進展に伴い移動する施設
 3. 災害防止のための架空索道、鐵道又は軌道等輸送設備に附帶する保安施設
 4. 鑛さい處理に必要な危険防止施設
 5. 雪害防止施設
 6. 災害を受けた生産施設で緊急に復舊を要するもの
- 九、石油試堀用のエンヂン小屋、ポンプ小屋、

マツドプラント、休憩室、木工場、物置、宿舍若しくは事務所を築造し、移轉し、又は補修しようとする場合

十、石炭採掘用のエンヂン小屋、ポンプ小屋、マツドプラント若しくは休憩室を築造し、移轉し又は補修しようとする場合

十一、左の建築物を補修しようとする場合

1. 國寶保存法(昭和四年法律第十七號)に基き文部大臣が國寶として指定した建築物
2. 史蹟名勝天然記念物保存法(大正八年法律第四十四號)に基き文部大臣が史蹟又は名勝として指定した建築物
3. 重要美術品等の保存に關する法律(昭和八年法律第四十三號)に基き文部大臣が重要美術品として認定した建築物

十二、臨時燈を設けようとする場合。

十三、常時居住の用に供する建築物又は建築物の一部に於て居住用のため増燈しようとする場合。

建設省告示第655號

昭和二十三年建設省告示第六十號及び第七十一號は、廢止する。

昭和二十四年七月一日

建設大臣 益 谷 秀 次

建設省告示第656號

臨時建築制限規則(昭和二十三年建設省令第二號)第三條の規定により當該業種の平均操業度が著しく低いため、工場又は事業場を築造してはならない業種を次のように指定する。

昭和二十四年七月一日

建設大臣 益 谷 秀 次

- 一、ゴム及びゴム製品製造業(ゴムは生ゴム、くすゴム及びラテックス)但し自動車のタイヤ、チューブ及び再生ゴムの製造業を除く
- 二、革及び革製品製造業
- 三、膠及びゼラチン製造業
- 四、油脂製品及び塗料製造業
- 五、特殊紡績業
- 六、ガラ紡績業
- 七、雜纖維紡績業
- 八、特殊纖維製造業
- 九、ガラ紡製造業
- 十、雜纖維製造業

- 十一、繊維雑品製造業 十二、メリヤス製造業
 十三、縫糸製造業 十四、縫製品製造業
 十五、フェルト製造業 十六、帽体製造業
 十七、製綿業

建設省告示第657號

臨時建築制限規則(昭和二十三年建設省令第二號)
 第三條但書により、平均操業度の低い業種に属する工場、事業場が経済安定本部總裁の定める方策に基いて、建設大臣の許可を受け築造することができる場合を、次のように定める。

昭和二十四年七月一日

建設大臣 益谷秀次

- 一、主務官廳が發明考案等により當該事業の生産技術が特に向上すると認めて證明した場合
- 二、主務官廳が経済安定本部總裁の承認を得て定める基準に従い當該事業の属する建築物等の築造を特に必要と認めて證明した場合。

建設省告示第659號

臨時建築制限規則(昭和二十三年建設省令第二號)
 第二十五條の規定により、都道府県知事は左に掲げる建設大臣の権限を行使することができる。

昭和二十四年七月一日

建設大臣 益谷秀次

- 一、規則第四條第三號及び第五條第一項に該當するものを除き建設大臣が規則第十三條の規定により指定資材の割當を決した場合にこれが需要者割當證明者を發券する権限
- 二、建設大臣の許可權に属する建築物等の取締について、規則第二十三條第一項による報告の聴取、臨檢若しくは檢査又は第二十四條、附則第二項及び第三項による違反建築物に對する行政處分の権限

- 註
1. 換氣の設備並に冷房設備を含む
 2. 各號内相互間の用途變更は手續を要しない
 3. 絶對量でなく相對的な意味の少量である
 4. 建設省告示第六百五十六號
 5. 建設省告示第六百五十七號
 6. 建設省告示第六百五十四號
 7. 建設省告示第六百五十九號

用語の説明

建築物の用途に関しては風俗營業取締法、旅館

業法並びに食品衛生法等で種々定義されて居るが、この規則の取扱については次のように解釋することになつてゐる。

料亭、待合、貸席 料亭、待合、貸席、料理屋、割烹等名稱の如何を問はず客席を有し、藝妓その他遊藝家等人を招致し若しくは斡旋して客に遊興させる營業に用いる建築物
 尚、これらの業態に併せて客に料理若しくは酒類及びその他の飲食物を提供する場合も含む

特殊飲食店、カフェー 洋風設備等の客席を設け婦女子を客席にはべらし酒類及びその他の飲食物を提供して客に遊興させる營業に用いる建築物

舞踏場、キヤバレー 設備を設けてバンド又はダンサーをおき客にダンスを享樂させる營業に用いる建築物 なおこれらの事態に併せて飲食設備を併置し客に酒類その他の飲食物を提供する場合を含む

劇場、映畫館、寄席 演劇、映画、演藝等を公衆に見せる營業に用いる建築物

集會場 演劇、映畫、音樂、懇談、會合等の用に供する建築物で興行法(昭和23年法律第137号)及び風俗營業取締法(昭和23年法律第122号)の適用を受けないもの(例えば公民館、労働會館、同胞援護會館、俱樂部等)

觀覽場 野球競技その他スポーツ等を公衆に觀覽せしめる用途に供する建築物

展覽場 物品、その他を陳列して公衆に展覽せしめる用途に供する建築物(例えば博覽會、展覽會、共進會等)

競馬場 競馬法(昭和23年法律第158號)の適用を受ける競馬場

競輪場 自転車競技法(昭和23年法律第209号)の適用を受ける自転車競技場

舞踏教習所 バンド又はダンサーのいづれもおかないで、専屬の教師によるダンス等(バレエ、日本舞踊を含む)の教授又は研究の用に供する建築物

遊技場 設備を設けて客に遊技(例えば撞球、まあじゃん、射的、パチンコ、ビンボン、ローラースケート等)をさせる營業に用いる建築物

マーケット 一棟の建築物内に集團的に設けた店舗で、生活の本據とするに足る要件を具備する居住部分を併用しない建築物又はこれに準ずるもの

軽 飲 食 店 婦女を使用して客を接待すると否にかかわらず、食糧管理法（昭和17年法律第40号）第二條の規定による主要食糧及び、これを調理したものの（以下「指定食」という）以外の料理又は酒類その他の飲食物を客に提供する營業に用いる建築物（規則第四條第一号の場合においては規則第二條に掲げる遊興に供する建築物は除かれている）

喫 茶 店 婦女を使用して接待すると否にかかわらず、酒類以外の飲食物又は指定主食を原材料としない菓子類を客に提供する營業に用いる建築物

旅 館 一日を単位とする宿泊料を受けて客を宿泊せしめる營業に用いる建築物

下 宿 屋 一週間以上の期間を単位とする宿泊料又は室料を受けて客を宿泊せしめる營業に用いる建築物（各戸毎に便所及び炊事場を併有しない共同住宅を含む）

宿 泊 所 宿泊料を受けると否とに拘らず、人を宿泊せしめる用途に供する建築物で旅館業法（昭和23年法律第138号）の適用を受けないもの（例えば公共団体、會社、工場等の寮舍、合宿所等）但し労働基準法（昭和22年法律第49号）に基く事業附屬寄宿舍規定（昭和22年労働省令第7号）の適用を受ける寄宿

舎及び學校教育法による學校に附屬する寄宿舎を除き生活保護法（昭和21年法律第17号）による保護施設及び社會事業法（昭和13年法律第59号）による簡易宿泊所を含む

住 宅 専用住宅（居住の用途に専用する建築物）併用住宅（居住と共に業務の用に供する建築物で、生活の本據とするに足る要件を具備する居住部分を有するもの、（例えば店舗併用住宅、農家、漁家等）但し規則第二條又は規則第四條第一号に掲げる用途に供する業務部分を併有する場合を除く）及び共同住宅（一棟の建築物を便所及び炊事場を併有する各戸に區劃し、階段、廊下等を共通にす建築物）をいう

新 築 新たに建築物を建築する場合で、増築、改築、補修、移轉以外の工事（解体古材等ewith新たに建築する場合及び災害で滅失したものを再築する場合を含む）をいう

増 築 一構の既存の建築物の敷地内で床面積等を増加することをいう

改 築 既存の建築物の全部又は一部を除却、解体して同じ用途のものをほぼ同じ規模構造でその場所に建築すること、又は災害等によつて使用し得ない程度に破損した建築物を修理することをいう。

昭和二十四年七月一日改正臨時建築制限規則便覽

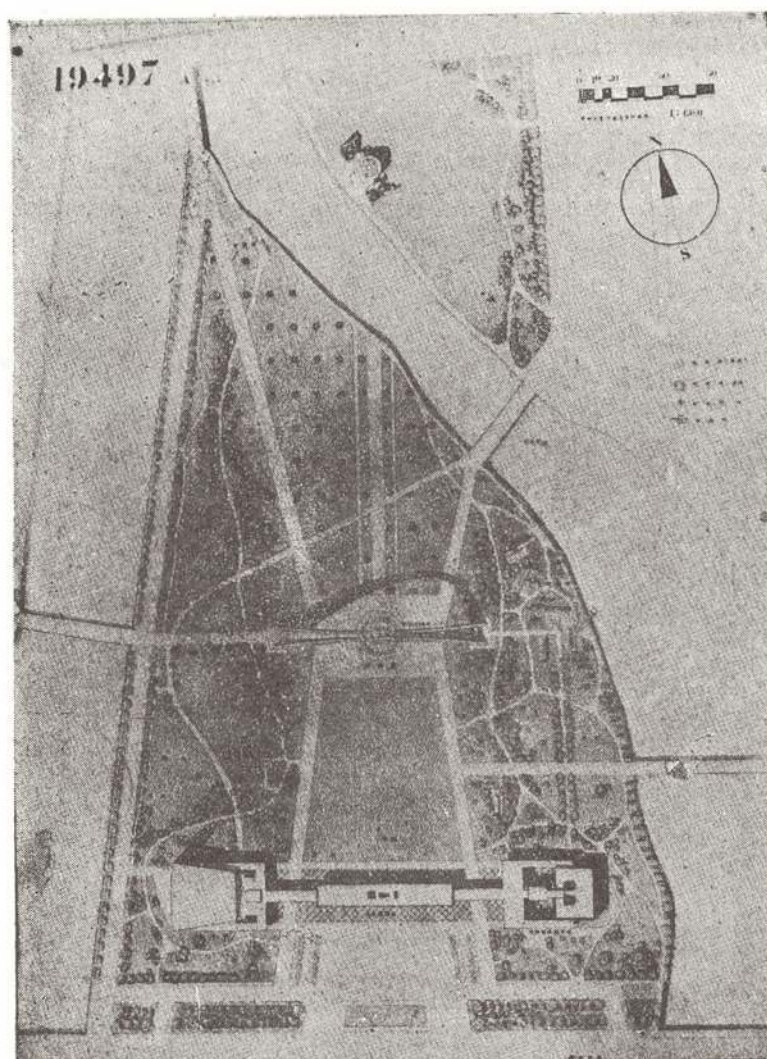
用 途 別		築 造 別	規 模 別	禁止	大臣許可	知事許可	届出	手續不要	備 考
原 則 禁 止	1. 料亭、待合、貸席	新 築	床面積に關係なく	○	但書 ○				第 二 條
	2. 特殊飲食店、カフェー	増 築							
	3. 舞踏場(同教習所を除く) キャバレー	移 築							
不 要 急	4. 劇場、映畫館、寄席	補 修	床面積に關係なく				○		第八條第二項
		用途變更							
	1. 集會場、觀覽場、展覽場の類	新 築	イ、100平方米をこえるもの ロ、使用資材 木材(素材)120石 セメント 2 吨 壓延鋼材 800 斤 板 硝 子 200 平方尺 のうちいづれかをこえるもの		○				第四條第一號
	2. 競馬場、競輪場の類	増 築							
	3. 舞踏教習所	改 築							
	4. 遊 技 場	移 轉	100 平方メートル以下			○			第六條第一項
	5. マーケット								
不 要 急	6. 轉飲食店(前項1. 2. 及び キャバレーを除く)	移 轉	床面積に關係なく				○		第八條第二項
	7. 喫 茶 店	補 修							
	8. 旅 館	用途變更	床面積に關係なく			○			第六條第二項
	9. 下 宿 屋								
不 要 急	10. 宿 泊 所	用途變更	床面積に關係なく			○			第六條第二項
		用途變更							

貿易	1. 建設大臣の指定するもの							第四條第五號 未指定
	1. 外貨を以て購入する資材 を使用するもの 2. 登録貿易業者の建てるもの	新築 増改築	床面積に關係なく		○			第四條第三號 1 第五條第一項 2
		移轉 補修 附帶設備	床面積に關係なく				○	第八條第二項
		用途變更	床面積に關係なく				○	
	3. 登録貿易業者が外貨以外 で購入した資材を使用し て築造する木造住宅	新築 増改築	170平方メートルを超えるもの	○				第五條第二項
		新築 増改築	170平方メートル以下		○			第五條第一項
		移轉 補修 附帶設備	床面積に關係なく				○	第八條第二項
		用途變更	床面積に關係なく				○	
住宅	1. 住宅 (農漁家を含む)	新築	330平方メートルを超えるもの		○			第四條第四號
		増改築	100平方メートルを超え 330平方メートル以下			○		第六條第一項
		増改築	100平方メートル以下				○	第八條第一項 第一號
		補修	22.2.9以後竣工をした住宅を 100平方メートルを超えるものに			○		第六條第三項
		補修	床面積の増加なく				○	第八條第二項
		移轉 附帶設備	床面積に關係なく				○	第八條第二項
		用途變更	床面積に關係なく				○	
		23.7.1以後 竣工した住宅を他の用途への變更	床面積に關係なく			○		第六條第二項
		新築 増改築	100平方メートルを超えるもの		○			第四條第一號 イ
		新築 増改築	100平方メートル以下				○	第八條第一項 第二號 ロ
文部省	1. 公立及び私立の大學及びこれらに附屬する施設並に國費の支辨によらないで築造する文部省所轄の國立學校	移轉 補修 附帶設備	床面積に關係なく				○	第八條第二項
		用途變更	床面積に關係なく				○	
	2. 學校教育法による學校 (1を除く)	新築 増改築	100平方メートルを超えるもの			○		第六條第一項
		新築 増改築	100平方メートル以下				○	第八條第一項 第二號 ロ
		移轉 補修 附帶設備	床面積に關係なく				○	第八條第二號
		用途變更	床面積に關係なく				○	

所 轄	3. 国費の支辨によらない で築造する文部省所轄 の施設 (2を除く)	新 増 改	築 築 築	100平方メートルを超えるもの		○			第四條第二號 イ
				100平方メートル以下			○		第六條第一項
		移 補	轉 修 附帶設備	床面積に關係なく				○	第八條第二項
		用途變更		床面積に關係なく				○	
厚 生 省 部 所 轄	1. 藥事法に基く 醫藥品又は用具の製造 の施設	新 増 改	築 築 築	100平方メートルを超えるもの		○			第四條第二號 ハ
				100平方メートル以下				○	第八條第一項 第二號 イ
		移 補	轉 修 附帶設備	床面積に關係なく				○	第八條第二項
		用途變更		床面積に關係なく				○	
	2. 藥事法に基く 調劑又は販賣のための 施設	新 増 改	築 築 築	100平方メートルを超えるもの		○			第四條第二號 ハ
				100平方メートル以下			○		第六條第一項
		移 補	轉 修 附帶設備	床面積に關係なく				○	第八條第二項
		用途變更		床面積に關係なく				○	
	3. 病院診療所	新 増 改	築 築 築	330平方メートルを超えるもの		○			第四條第四號
				100平方メートルを超え 330平方メートル以下			○		第六條第一項
				100平方メートル以下				○	第八條第一項 第二號 ハ
		移 補	轉 修 附帶設備	床面積に關係なく				○	第八條第二項
		用途變更		床面積に關係なく				○	
公 需 門	1. 都道府縣に屬する廳舎 事務所の類	新 増 改	築 築 築	100平方メートルを超えるもの		○			第四條第二號 ロ
				100平方メートル以下				○	第八條第一項 第二號 ホ
		移 補	轉 修 附帶設備	床面積に關係なく				○	第八條第二項
		用途變更		床面積に關係なく				○	
	2. 設立について行政廳の 許可又は認可を要する 法人の施設	新 増 改	築 築 築	330平方メートルを超えるもの		○			第四條第四號
				100平方メートルを超え 330平方メートル以下			○		第六條第一項
				100平方メートル以下				○	第八條第一項 第二號
		移 補	轉 修 附帶設備	床面積に關係なく				○	第八條第二項
	3. 公共団体の施設 (1を除く)	用途變更		床面積に關係なく				○	
								○	

特 定 事 業 場 の そ の 他	4. 公 共 事 業	新 築 増 改 築	床面積に關係なく			○		第六條第一項 (第四條但書)
		移 補 附 帶 設 備	床面積に關係なく				○	第八條第二項
		用途變更	床面積に關係なく				○	
	1. 操業度の低工場、 事業場 (建設大臣の指定する 業種)	新 築 増 改 築	100平方メートルを超えるもの	○	但書	○		第三條禁止業 種告示 第656號 但書許可告示 第657號
			100平方メートル以下				○	第八條第一項 第二號
		移 補 附 帶 設 備	床面積に關係なく				○	第八條第二項
		用途變更	床面積に關係なく				○	
	2. 工場、事業場 (1を除く)	新 築 増 改 築	330平方メートルを超えるもの		○			第四條第四號
			100平方メートルを超え 330平方メートル以下			○		第六條第一項
			100平方メートル以下				○	第八條第一項 第二號
		移 補 附 帶 設 備	床面積に關係なく				○	第八條第二項
		用途變更	床面積に關係なく				○	
	1. 其の他特定部門	新 築 増 改 築	330平方メートルを超えるもの		○			第四條第四號
			330平方メートル以下			○		第六條第一項
		移 補 附 帶 設 備	床面積に關係なく				○	第八條第二項
		用途變更	床面積に關係なく				○	
届 出	1. 建設大臣の指定したもの							第四條但書
	1. 水力発電所	新 築 増 改 築	床面積に關係なく				○	第八條第一項 (1) 第三號 (2) 第四號 (3) 第五號 (4) 第六號 未指定
	2. 工事現場の工事用假設建築物							
	3. 90日以内の存続の丸太等の假設建築物	移 補 附 帶 設 備	床面積に關係なく				○	第八條第二項
許 可 届	4. 建設大臣の指定するもの	用途變更	床面積に關係なく				○	
	1. 木材(素材)5石、セメント50疋、釘2疋、板硝子6平方尺、コード5米以下を使用するもの	新 築 増 改 築						建築物の用途により大臣許可知事許可若しくは届出を要する
	2. 指定生産資材以外の資材を使用するもの	移 補 附 帶 設 備	床面積に關係なく				○	第十條第一項
		用途變更	床面積に關係なく				○	

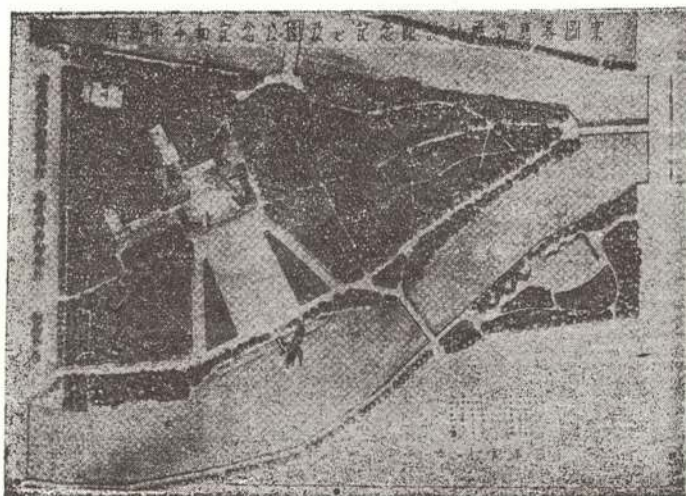
廣島市平和記念公園懸賞應募圖案



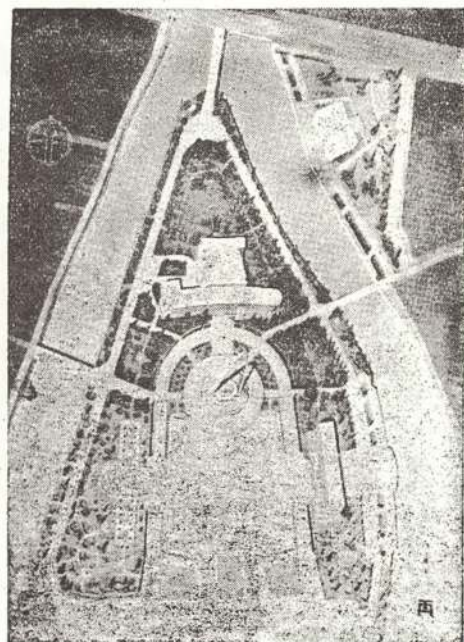
1

等

- | | | |
|-----|-------|---|
| 1 等 | 丹下 健三 | 東京都世田谷區成城町716 |
| | 淺田 孝 | 目黒區中根町206 |
| | 大谷 幸夫 | 港區赤坂青山南町5045 |
| | 木村 住國 | 千代田區富士見町1014 |
| 2 等 | 山下 壽郎 | 設計事務所東京支社
東京都千代田區丸ノ内2丁目8番地
仲通12號館6號 |
| 3 等 | 荒井 龍三 | 橫濱市中區千代崎町2ノ71
創和建築設計事務所 |



2 等



3 等

審査評

岸田日出刀

一、本競技設計の特殊性

既本競技設計の企劃は原子爆弾の洗禮を受けてから滿四ヶ年を経た平和記念都市廣島を象徴する記念的造營を對象としてゐる点で特殊の深い意義を持つてゐるばかりでなく競技設計の内容そのものも從來のそれと大いに趣きを異にしてゐることがまづ注意される。平和記念館の建物だけであるならば、それは在來の建築競技設計と何らの差異もないものだが、本競技設計は敷地三萬七千五百坪の一郭を平和記念の公園として計畫しその適當の位置に記念館や記念塔を配するといふ綜合的なものである。敷地が與へられて、その上に所定の目的機能をもつた建築物を計畫設計するのは、かなり勝手がちがふ。造園的な要素と建築的な要素とをよく調和させなければならぬし、更にまたその全体の配置計畫が周圍の都市計畫の諸要素とよく調和適應しなければならぬといふむづかしさがある。應募者の苦心もそこにあつたと思ふのだが、審査に當つても之等の点の優劣等差の判定に多くの苦心が拂はれた。

二、審査経過

審査は廣島市役所で行はれた。七月二十五日午後折下北村、岸田の三審査員より全應募圖案百四十餘点につき豫備鑑査を行ひ、約四十点を審査候補として選別した。本審査は翌二十六日午前十時から同所で開き、南薫造審査員病氣缺席の他、全審査員出席し、折下審査員を審査員長に推し、午後五時迄慎重審査に當つた。前日の豫備

鑑査で選別に洩れた案も、更に全審査員入念に見直し二三の案を審査に廻すことにした。

三、第一次審査

豫備鑑査を通過した四十數点につき慎重に比較検討し合議の上十六点を選別した。この十六点につき、どんな方法で審査を進めるべきかにつき協議に入り、岸田審査員發言して次の順序方法を提案した。まづ(イ)十六点中より各自最善と思ふ案を三点記入投票する。(ロ)一等候補はその得票諸案の中にある管である。

この順序によることとし、まづ三点を記入投票した、得票を勝ち得た案、計八点(最高五票最低一票)

四、一等選別

第一次審査で得票を勝ちえた八案につき、各審査員忌憚なく意見の交換や討議をしてから、各自最善と認める案一点を記入投票した。得票結果は、第一位四票他は各一票。因みに投票者即ち審査員は此の時六名であつた。過半の四票を勝ちえた案を一等にすることに全員異議なく、該案を一等に決めた。

五、二等三等及び選外佳作選別

一等を除外した残りの七案につき一等選別の場合と同じ方法で一点を記入投票。第一位の過半数の四票を勝ちえた案を二等にすることに全員異議なく、該案を二等に決めた。一、二等の二案を除いた残り六案につき、右と

同じ方法で一点を記入投票し、最高三点を得た案を三等に決めた。

選外佳作は豫備審査を通過した四十餘点の中から廣く自由に選ぶこととし、それぞれ五点を合議により選んだ。これで審査は一應すんだのであるが、東京で受けた応募案のうち板や紙面に貼りつけた圖案が五点あり、丸めて携行出来なかつたものが未着だつたので、本日の審査は假審査といふこととし、五点到着の上改めて最後の審査をすることとした。二十八日朝到着したので、伊東田村兩委員はすでに離廣後だつたが、豫め全權委任を受けてゐたので、その他の審査員全部出席して、これら五点の案を假審査ずみの諸案と慎重に比較し、そのうち一案は三等の價值ありと認めて假審査の際三等であつたものを選外佳作とし、更に他の一案を選外としたので假審査の時選外佳作だつたものが除外される結果となつた。

六、入選諸案評

(イ) 一等(丹下建三他三名案)

本案のすぐれた点は、その全体の配置計畫が、周囲の都市計畫的な諸要素とよく調和適應してゐる点である。この種の一園地の配置計畫に當つては、まづ其軸をどうするかが、基本的な問題のひとつで極めて重要である。そしてこの軸の正しい取方は周囲の都市計畫的諸要素との關聯において決定さるべきものであり、この点本案は巧みな解決案を提示してゐる。原子爆彈洗禮の記念的な殘骸である元産業獎勵館——一部にはこれを取り拂ふのをよしとする論もあるやうだが、これは昭和二十年八月六日の活きた記録としていつまでも後世に残し傳へるべきものであることを強くこゝに主張したい——本公園計畫で極めて重要な要素のひとつであることは元安川を越したこの飛地の一小區域内に計畫されてゐることに依つても知れよう。百米道路に面する敷地境界線の中心とこの元産業獎勵館とをつなぐと、それは百米道路と略直角をなす。この線を主軸として諸種の建造物や園内諸施設を配置計畫したことにより一等案のまづ大きな特徴と長所がみられる。

平和記念公園は百米街路に近く横に長く配されてゐる記念館をどの位置に配するかは極めて慎重の考慮を要するが、本案のやうに百米街路と近くファサードを面せしめるのが適切な案であらう。もし園内奥深く邊するときはそのに到着するまでに長い車路を必要とするから、それだけ公園としての落ついた環境が害されることとなりまたその駐車場の配置等にもいろいろ支障が出てくるのであらう。横に長い二階建の平和記念館の中央部分は開いた列柱廊となつてゐるから、百米街路側から園内は遠

く廣く見通せるやうになつてをり、中心軸上に配された廣潤の廣場を越して、公園路中央に虹のやうな巨大な記念アーチが建つ。拱頂には五つの平和の鐘が吊つてあるが、このアーチを越して川越しに遠く元産業獎勵館の繪畫的な殘骸を望むヴィスタの効果をねらつた、本案の計畫はなかなか非凡である。記念アーチ以北の部分の園路その他の計畫にすこし未熟の点もあるが、その理路整然たる計畫性は周囲の都市計畫的諸要素とよく適應調和しており、營造物の造形意匠もまた創意に満ち、本案が一等の榮位をかちえたのも決して偶然ではない。

本案に於て私が釋然としない唯一のことは、その平和記念アーチの構想である。このアーチの構想は、本計畫だけについていへば、その巧みな軸のとり方と相まつて効果的であるが、その構想が他の先例とあまりに軌を一にしてゐる点で、本案の獨創性に一抹の暗い影を投じてゐはしないか。昨年發表されたアメリカのセントルイスに於ける西部アメリカ開發の先驅者トーマス・ジェファソンを記念する記念營造計畫の競技設計で一等をかちえたエーロ・サリネンの案(一九四八年四月のアーキテクチュラル・レコード誌及び三月のアーキテクチュラル・フォーラム誌参照)で、巨大な虹の如きアーチを勇敢に架け渡した獨創的な構想をすでにわれわれはよく知つてゐる。審査前にこの種の記念アーチが数多く出てくるだらうとは、豫期してゐなかつたわけではないが、現實に審査の對象として直面すると、感情の動搖を禁じえなかつた。だがこの種の構想を目して他人の意匠をヒョーセツしたものとするだけの勇氣を、私は正直のところもつてゐない。記念碑にオペリスクのを立てるの類とみて、このアーチの故に本案を一等にする價值なしとは主張したくなかつた。それにしてもサリネンの獨創には大きな敬意を表したい。三等の案にも、同じ構想のアーチが使つてある。

(ロ) 二等(山下壽郎建築事務所案)

本案の特徴は、記念館と記念塔をつなぐ軸のとり方にみられる。この軸の設定には、一等案のやうな深い根據は別ないやうである。記念塔を元安川の河流中に建て、この点から河岸に直角の線を引いてそれを軸とし、この軸上に廣場と記念館を配したわけのものである。この部分が本計畫の中心的な要素となり、百米街路に面する部分は公園の單なる一側面をなすに止まり、この主要街路と公園敷地との有機的關聯性は、あまり深く検討されてゐない。作者はおそらくかくすることによつて意識的に公園と主要街路とを遮斷し、他の市街地と別天地をなす隔離された幽遠の一廓を形成しようと意圖したものと思ふ。廣島は水の豊かな都市である。この水を公園と

關聯してより効果的に活かそうとして、記念塔を河流の中に建て、このあたりを建築的な施設の中心にしたのは本案の良い特徴のひとつである。その着想は仲々非凡であるが、公園の中だけを考へて河流を越した對岸の環境をあまり深く考へてゐない憾みがありはしないか。これほど重点が置かれたこの一廓の對岸は、現在都市計畫では河沿ひであり廣くない道路に面して、じかに家屋の櫛比が豫想される普通の市街住宅地區なのである。

記念館の正面に立ち、廣いきもちのいゝ廣場を越して、きれいな水の元安川の中に立つ趣きのある記念塔を眺めるのは、確かに快適であらう。だがその余り廣くない河流の向ふ側に立ち並ぶありきたりの住宅群を想像してゐる。せつかく整つた美しいヴィスタも、この住宅群で割り切れぬものとなりはしないだらうか。本案の構想を充分に活かす爲には、記念塔の建つ河流の對岸にもそれに相應するやうなかなり大きな廣場なり綠地がある事が望ましい、だが現實の計畫にはその様な對應施設がないのだから、本案も實現の際には、さほどの効果は挙げえないであらう。公園の中だけを考へて周囲の都市計畫的な諸施設が余りよく考へられてゐないやうに思はれる。

豫選を通過した十六点の中から、各審査員三点を連記投票したとき、得票案八点のうち、本案が計五票をえて首位だつた。各自これと思ふ三点を連記する場合には首位を占めた本案も、一等を目標として一点を記入投票すると首位でありえなかつたことは、審査方法の複雑さとむづかしさが、そこによく提示されてゐるやうに思ふ

因みに一等案はこの豫備審査では二票を得て八案中五位だつた。

(ハ) 三等 (荒川龍三案)

記念館百米道路からみて敷地奥深く配する案はかなり多かつたが、この種の案のうちでは、本案はよくまとまつたものである。記念館をかく奥深く配すれば、自動車路を公園の奥深くまで導入しなければならぬので、公園として落つきがそれだけ害されることゝなつて好ましくない。記念館の前方に記念アーチがある。ジェフアーンソン記念碑と同じ構想であるのは、一等案の場合の様に釋然としないが、同じ構想でも一等案の方がはるかに効果的である。アーチの前に廣場があり、これら一連の施設の中心軸が百米道路とかなりの斜角をなしてゐるのは、どういふ根據からであらうか。そこには何の意味もないやうに思へるが、元産業獎勵館の建つ飛地が、ホンのつけたりに扱はれてゐるのも他の多くの案と同じやうに一考を要する。これは現地視察に恵まれなかつた多くの應募者としては、止むをえないことだつたかもしれないがそれらの案と比較するとき、一等案のすぐれた点がよい印象づけられるであらう。

(ニ) 選外佳作

何らかの点で特徴あるやうなものを、豫備鑑査を通つた四十点の中から五点選んだ。それらの詳しい批評は省略する。

衛 生 試 験

「手水鉢」はどんなプロレタリアの日本人の家庭にもある。「てふづを使ふ」といふ。これはこの様な意味を持つ。洗面と便所。

或る神宮の拜殿のかたわらにもこの手水鉢がある。大きな石器の「手洗ひ」である。清水がまんまんと溢えてある。木で作つたスプーン(ひしゃく)が添へてあり、

それで手を洗ひ、口を嗽いでしめる後に禮拜するのである。その手水鉢のそばに注意札(ノータス・カード)が立つてゐた。

「飲んででもかまいません」その清水に關する限り、政府が責任をもつて、衛生試験済であることを意味してゐるが、ひしゃくのほうは消毒しなくてもよろしいのか。

「外人の觀た日本人」より。

建 築 寫 眞

日本建築協會御用命

森 庄 次 郎

ユニヴァース寫眞工藝社
大阪市南區笠屋町四番地
電話南⑦0240番

家のクリーニング

★古家屋が新築同様となる美素工事
★新築家屋にお手入のいらぬ美素工事 請負
★石・タイル洗淨工事

株式會社 美 素 工 業 所

大阪市東區瓦町(堺筋)三和ビル三階
電話新町⑨5777番

會

務

大丸展實行委員會 一日以後屢々會合、中野、小林、大丸側委員等出席 出展に關する材料集收、プラン及原稿作成八日一同大丸現場に至り指導展示を終つた

常任理事會 二日定例會於分室、鈴木一幸主計、藤木正一主記、星廣文編集各理事及大和常務理事會合役員會提出案を協議した。

主記會 四日定例會於分室、池田、大下、尾崎、西山各主記理事及常務理事會合、常任理事會定例を四日に主記會定例日を二日に變更の件、朝日ビル及分室會館借室料値上の件、委員委囑財政問題、事業問題、定款改正問題等協議した。

住宅委員會 五日於朝日ビル、中澤、西山、小林、政岡各委員及常務理事出席、大丸展覽會の件及煉瓦造建物の耐震問題等を協議した。

編集會 七月二日以來數回會合、九月以降編集事項協議した。

鐵筋アパート住宅居住の体験座談會

七日日曜日、筆ヶ崎府營共同住宅青柳館三階六号室にて開催、府住宅課松山技師、居住者小林清、森下彌太郎、小森五郎、池田由紀子諸氏、中野、星編集理事及大和常務理事出席、實際体験を語つたが其内容は別項の通り誌上對話として發表した。

定例理事會 八日朝日ビル事務所、竹腰會長、妹尾監事外十五名出席、借室料値上承認、假稱建材審査委員會設置決議委員別項の如く委囑した。尙主記一任になつてゐた災害委員及行政委員委囑別項の通り承認、豫而主記一任になつてゐた事務局規定改正別項の通り決議した。會員詮衡別表承認、代願人受験講習會開催の件を議決し實行方大下、羽原主記理事一任した。諸報告事業委員會經過、阪急婦人廿四時間展、會勢委員會事業經過、建材部會、地震對策委員會經過、會誌を八月から一日發行に改善した事等

これからの住宅展 八日展示を終り九日から十四日迄開催、別載展覧記の通り盛會であつた。

財務、事業連合會委員會 十一日正午於朝日ビル事務所、東畑、鈴木一幸、菅谷各主計理事及常務理事等出席、種々協議の結果會費改正を斷行する事を議した夫々の機關にはかる事とした。

會勢委員會 十一日於分室、稗田副委員長、山本、中野外委員出席、八月及九月見學の事を協議した。

教育委員會 八月十二日 2時30分大丸水曜クラブ室で文化講座開催。中野委員司會、講師京大助教授工博西山卯三氏約一時間、これからの住宅につき講演、聴衆約130名。同十三日午前10時同室にて同じく中野委員司會、講師大谷女專小林清氏約一時間、住宅の新傾向につき講演來聴者約100名、兩會とも質疑應答あり盛會裡に終了した。

建材、技術部連合會 八月十三日二時於大丸會議室、これからの住宅展出品の建材各社並住宅、教育兩委員並大丸側委員約30名出席、大林副會長選參の爲大和常務理事代つて本展覽會に對する協會側の謝意を述べた後、中野委員司會の下に本展覽會の感想と將來の希望につき座談會開催、參考となる有意義な意見提出、最後に波多野大丸建築相談所長の謝辞あり、四時解散した。終つて選參した大林副會長は大和理事と共に大丸側幹部に夫々挨拶した。

技術者制度委員會 八月十三日 1時~5時於朝日ビル事務室、大林副會長外委員八名出席、豫而學會、協會、士會、業界の四會連合の下に審議中の技術者制度問題は來る臨時議會に提出されるので豫定のため本日再審議した。その結果を當夜上京の井上副會長に托し學會側に連絡する事とした。

建材技術部連合會 八月十六日正午、於朝日ビル石川、置塩兩設計事務所長並青木東洋洋瓦社長外建材業者十名出席、資材に關する兩者の意見交換あり非常に有意義であつた。

災害委員會 八月二十三日於朝日ビル事務室、大下理事堀口、高橋以下委員8名出席、委員長互選后、事業分擔及以後の事業方針を議した。

圖 書 讓 渡

Sweet's Architectural Catalogue 1922年版
上記洋書カタログを讓渡致します。價格等詳細の点は事務局長宛御問合下さい。但し一册限故先着順の事。

資 材 購 入 希 望

本會會員にて下記資材購入方希望しておられる方がありますので、御關係先にて紹介ありましたら至急價格、納期、品種等詳細本會事務局長宛御連絡下さい。

商品名、ペンキ及ボイル油等約10罐

以上御連絡御問合は市内東區京橋三丁目七五

大林組ビル西隣 大阪建設會館二階

社團法人 日本建築協會分室
電話 東 861~6

相 互 幹 旋

○土地譲りたし

市内西區江戸堀南通五丁目 約232坪

○家屋譲りたし

京都市左京區松ヶ崎 敷地52坪附平家建延15坪

京都市鶴原口 敷地100坪附二階建 延約45坪

神戸市花岡町 敷地48坪附中二階店舗附住宅延31坪

○求 婚

女子24才、33才、求婚者あり。

建築家婿を求める、父祖建築家の子女あり 23才

○求 職

今宮校建築科出身41才。 關西工業建築科出身21才

堺南工專建築科3年在學中 24才 同校卒業 22才

土地家屋譲渡斡旋、求職、採用其他會員相互のため何卒

本欄を十二分に御利用願います。

尙秘密を要する事項は責任をもつて守ります。

御連絡は事務局長宛親展書で御願います。

社団法人 日 本 建 築 協 會

新 刊 書 籍 紹 介

「新建築の展望」

建築學研究會の編纂せるもので内容は次の通り。

- 1、近代建築に於ける古典主義 森田慶一
 - 2、建築的なもの、井島勉
 - 3、現代造形文化の傾向について 向井正也
 - 4、建築史學の進む路 村田治郎
 - 5、建築とその藝術學 扇田 信
 - 6、建築現象學の構想 杉山信三
 - 7、鐵筋コンクリート界所感 坂 靜雄
 - 8、耐震論の諸問題 石崎發雄
 - 9、室内空氣の根本問題 石原正雄
 - 10、新材料の行方 小田文夫
 - 11、現代理想都市論 西山卯三
- 価格は1部 200圓

發行所 大阪市東淀川區南方町720

株式會社 内 外 出 版 社

青 寫 眞

水銀燈焼付

堂ビル前西入
天満公共職業安定所前

堂島青寫眞工業所

電話福島㊟3375番

「史蹟の加太友ヶ島」 「附友ヶ島の植物」

本書は池田谷久吉、小川由一兩氏の共著になるもので、史蹟に富む加太町及び友ヶ島を加太栗島神社と役行者と圓光大師とのトリオ物語を中心としての加太の町の隨所にある有名、無名の史蹟に就て有の儘の傳説を主として編んだもので、仲々興味深く讀まれる書である。

發行所は高島屋出版部で価格は1部60圓である。

日本建築學會研究報告 第二号 紹介

さきに出版された同趣意の下に今回本年7月版として第2号到着しました。四六倍版、約260頁 貴重な研究が満載されてゐる。本會圖書室に備付あり御利用ありたし

後 記

實踐の時にある日本の住宅問題は決して建築それ自身の問題ではない。住宅問題は資本主義社會に必要的に起る矛盾の結果であつて、その根源を廢除せざるに決して解決は出來得ない。

「建築を國民大衆に基盤を置く社會民主主義政策」を提唱する日本社會黨と、「住宅を人民のための住宅に」と言ふ日本共產黨の住宅政策をこゝに取り上げ、その詳細な政策發表を企画したのであつたが、社會黨の原稿が期日に間に合はづ次号に廻す事にした。

八嶋氏の「集合住宅とその生活」杉本知事の「縣下の住宅問題」は共に先方からの御厚意によるものである。「鐵筋共同住宅に住んでみて」の對談の發表形式は失敗であつた。相手方が多人數のため、座談會の形になつたが、こうした形式は吾々も勉強する必要がある。然し熱心に御意見を出して下さつた出席各位、特に小林氏の御厚意に感謝する次第である。

新建築紹介三つ共に吾々の常に親しい間の進歩的青年建築家の作品である。

「有名建築設計者告知板」よりは、時代はたしかに二廻轉はしてゐる。
(委員 記)

建 築 と 社 會

第 30 輯 第 9 號

實價1部金40圓(送料共)

昭和24年8月25日印刷・昭和24年9月1日發行

編集發行人 戸 川 弘

發行所 社団法人 日本建築協會

大阪市北區中ノ島3ノ3朝日ビル

電話 { 土佐堀 ㊟1836・3631番

{ 北 濱 ㊟1334 ~ 9 番

振替口座大阪39975番

大阪市東區北濱三丁目七

印刷人 井 上 聖

大阪市東區北濱三丁目七

印刷所 兒島印刷株式會社

●第三〇集 第九号 掲載広告一覧（掲載順）

協和製作所
ケントク
安井建設
盛工務店
八木工務店
尾崎工務店
日東工務店
日東建築社
大阪城口研究所
大阪電気商会
大阪暖房商会
桐田商会
斎藤久孝
須賀工業
西原衛生工業所
建材社
三晃商会
大和工業
保坂工業所
鼎直一商会
関城化学工業所
内外アスベスト

大阪パッキング製造所
関西スレート
報国工業
日本断熱工業
明正社
安岡保温工業
日本セメント防水剤製造所
三幸商会
興亜建材工業所
ナニワ瓦
豊国瓦建材
兵庫県瓦工事
三高製作所
満点製作所
中川ラス製作所
日建鋼業
オリエンタルメタル製造
円満庄次郎商店
大谷金庫工業社
下村工務店
大阪建材工業
ライトラバー鋼業

木下謹三商店
鈴木シャッタ工業
水島商店
辰己吉商店
濱田竹材店
天王寺木工
亀井
浪花工房
山源商店
芦屋左官工業所
鈴木工務所
日新建材
岩元工業
西林石材工業
ベニヤ商会
東洋陶器
東洋瓦
奥村重兵衛商店
河津裝飾
山本窯業
竹林塗装工業
玉置孝太郎商店
やよひスレート
大阪城口研究所

日垣本社
村田硝子店
田島応用化工